

度といきさつにつきましては、ある程度御了解を賜わっておると思うのでございます。もちろん理屈の上では、すべきことでもなし、また将来もこれを避けないと、自治省当局も私も思っておりますが、諸般の事情上、万々むを得ずした事情、これは地方自治団体におきましても御了解のある程度賜わっております。そいらに存じておると思つております。そこらに次第でござります。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹田四郎君 去年の六百九十億のときには、自治大臣は、秋田さんはその当時はタッチしておられなかつたという事情があるにいたしましても、やはり自治大臣としてはこれは続いているわけであります。秋田さん個人を私は別にやから申し上げようとは思わないわけですが、自治大臣としてはこれは続いているわけであります。そちらした点では、政府の立場として税収の見込み違いといふようなものと大きく関連していることは事実であります。行政サービスを望んでいる住民の立場から見れば、一体何をしているんだ、削つてみたりふやしてみたり、一年のうちに何をしているんだ、こういう批判というのは私は当然あると思います。でありますので、私はいまの自治大臣の所信の表明で一応了解いたしますけれども、こういうような一年のうちに削つたり加えたり、全くネコの目の変わるようなやり方というものは、私は今後慎んでいただきたい。地方財政の計画的な運用ということは私は非常に重要なことであらうと思うわけでありますので、その点をつけ加えまして、私は質問を終わりたいと思います。

○委員長(山内一郎君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山内一郎君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようでござります。

○委員長(山内一郎君) 御異議ないと認めます。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

これが、本法律案を提案した理由であります。次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

第一は、財政上の特別措置の前提として必要な周辺地方公共団体等が行なう事業に関する空港周辺地域整備計画の決定についてであります。

自治大臣及び各事業の主務大臣は、千葉県知事が作成する新空港周辺地域における公共施設等の整備に関する計画の案に基づき、協議により空港周辺地域整備計画を決定することとしたしまします。

第二は、国の負担割合の特例等についてであります。

国は、空港周辺地域整備計画に基づいて行なわれる道路、河川、下水道、小中学校、土地改良施設等の基幹的な施設整備にかかる一定の事業について、通常の国の負担割合によらず、高率の国の負担割合により負担または補助することとするほか、必要な財政上及び金融上の援助につとめることがあります。

なお、この法律は、昭和五十三年度までの十カ年間に限り適用があることといたしております。

以上が新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(山内一郎君) 本案に対する質疑は後刻に行ないます。

○委員長(山内一郎君) 次に、参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案の審査のため、必要な場合、新東京国際空港公團の役職員の出席を求めることがあります。

新空港の設置に伴い、周辺地方公共団体等は、関連する道路その他の公共施設の整備を計画的かつ総合的に進める必要がありまして、その財政負担も相当な額になるものと予想されます。したがつて、この際、国が財政上の特別措置を講ずる必要があります。

○委員長(山内一郎君) 御異議ないと認めます。

なお、日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存りますが、御異議ございませんか。

○委員長(山内一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

これにて暫時休憩いたします。
午後零時二十五分休憩

午後一時三十九分開会

○委員長(山内一郎君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案を議題といたします。補足説明を聴取いたします。長野財政局長。

○政府委員(長野士郎君) お手元に御配付申し上げております新東京国際空港周辺整備のための財政上の特別措置に関する法律案関係資料について御説明申し上げたいと思います。

第一、趣旨でございますが、提案理由説明にも大から申し上げましたように、この法律は、新東京国際空港の周辺地域における公共施設その他の施設の計画的な整備を促進するために必要な国庫の財政上の特別措置を定めることでござります。新東京国際空港の事業が国家的に重要な事業であります。新東京国際空港の設置されることでござりますことによりますところの周辺地域の環境の変化というようなものに対応いたしまして、公共施設その他の施設が計画的に整備される必要があるわけでございますことと、また大型空港の設置されますことによりますところの周辺地域の環境の変化といふものがござりますが、空港周辺地域の整備を定めたいたい。

第二番目には、空港周辺地域整備計画の決定等

が、ただそちらのほうの補助率のほうが高いといふような場合には、その補助率によるという特例を規定をいたしておるのでござります。それからさらには三番目といいたしまして、国は、整備計画を達成いたしましたために必要があると認めますときには、地方公共団体に対しまして財政上金融上の援助を行なう、こういうことにいたしております。

で成田の空港の構想が決定した、それからもなかなか日がたっているわけでござりますね。現在はその当初の計画、その予定と現状はどの程度の進捗状況であるか、いわゆる当初の計画と現在と比較してみて順調にいっているのかしないのか、土地の買収とかその他関連したおもなことについて、概略を述べていただきたいです。

○参考人(今井栄文君) 空港公団の総裁の今井で

たものについての道路の改良工事を終わりました。それからまた、貨車で輸送する碎石等の骨材につきましては、鉄道との間にすでに協定を結びまして、ダイヤも組んでいたので、この四月から栃木県の葛生、山梨県の初符、あるいはまた東京都下の三多摩から砂石を輸送する計画がすでにでき上がっておるわけでござります。それからまた、成田の付近でございますが、資材の置き場として、二十万平米の用地を確保いたしまして、

三年度までどいたしております。十九年の昭和五年度でございますが、関係の事業でおもなものは空港の整備と同時に完了するといふものもござりますが、それ以外のものにつきましてもおおむね五年間ぐらいで事業を完了いたしたい。ただ土地改良その他の事業で、なお事業の残るものもあるやう見受けられますので、一応この法律の有効期間を十年と、こういうふうにいたしておるのでござります。

公団ができましたのが昭和四十一年の七月の三
十日でございまして、約三年半たつておるわけ
ござります。おくれているのではないかというお
話がございましたが、私どもは空港公団発足以來
組織づくり、人集めから始めまして今日まで仕事
をしてまいっただのでございまして、私どもは全力
を傾けてこれだけの大事業を私の部下の方々がこ
れだけよくやつてきたというふうに実は思つてお
ると思ひます。

工事が終わりに近くなつております。この四月の二十八日には初狩から碎石を輸送する第一列車が入つてくる、こういう状況になつております。私どもはこの四月に入りましたら、主体になります旅客ターミナルの基礎工事を始めると同時に、それから滑走路につきましては箱掘りから始めるいわゆる滑走路の造成工事に入るということです。さいまして、何としても来年の春までには、最

は関係行政機関の長に通知をいたしまして、そちらの関係大臣との協議に基づきまして計画を決定をいたします。計画の決定がありましたがときには、千葉県知事に通知をいたします。

五番目に、他の法律の改正、首都圏財政支援助成等に所要の改正を加える、と申しますのは、先ほど申しましたように、原則としてはそういう関係の規定の整備でございますが、内容的には、いわ

るわけでござります。
最近の状況を申し上げますと、用地は第一期工事区域、全体で千六十ヘクタールございますが、そのうちの約半分である五百ヘクタールにつきま

小限必要な施設はつくつて空港を建設したいとか
かよううに考えております。

三番目が、国の負担割合の特例でございまして、計画に基づいて行なわれますところの道路、河川、下水道、清掃施設、小中学校、消防施設などに農地及び農業用施設にかかる事業で、自治大臣が主務大臣、大蔵大臣と協議して指定しました。事業については、国の通常の負担または補助の割合によりませんで、高率の負担割合を適用する。

申し上げましたような首都圏財政援助法の適用は原則として排除いたします。ただ首都圏財政援助法のほうで用いられます補助率が高い場合には、その補助率を使うということではあります。それと関連をいたしまして、関係規定の整備を首都圏財政援助法のほうで行なつておる、こういうことがござります。

しては、すでに九四%の買収を完了いたしておるのでございます。残りはわずかでございまが、先般どうしても必要な個所十一ヵ所につきましては土地収用の事業認定を得まして、立ち入り調査を実施して、一部すでに県の土地収用委員会に対して裁決の申請をいたしております段階でございます。

が、これは富里案、それからまた最終的には現在の成田に変わりましたいきさつでございますので、航空局長からお答えいただくほうがよろしいんじゃないかと思います。

その関係は法律案に別表として載つておりますが、通常の負担割合以上に負担割合を国の場合上げまして、そうして地方の財政負担の軽減に寄

○委員長(山内一郎君) これより質疑に入ります。
す。 以上で、補足説明とさせていただきます。

それから、そのようにして大部分の必要な用地を取得いたしました関係上、現在飛行場予定地の中で工事用道路あるいはまた排水幹線の埋設と

府部内でござりますが、関係階級協議会といたしましては、このをつくりております。四十年の十一月に、一広富里といふことで懇談会で内定をいたしました。

二番目には、首都圏等の近郊整備地帯の財政支援法がございますので、そういうものの適用対象の事業になつておりますものについての調整の措置を講じております。原則としては首都圏の時政援助法は適用しないことにいたしております。

○千葉千代世君　この法案の根底になつていま
新東京国際空港の建設が公表されましてから約
年、航空審議会の答申案が出ましてからも大体
年ぐらい、しかし場所の決定についていろいろと
きさつがあつたようですが、具体的に閣下

うふうな本体工事に直結する準備工事をすでに完了しようといたしておるわけござります。で御承知のようないままでの交通不便な場所でござりますので、当初から資材の輸送については、すでに千葉県、茨城県の県道の改良工事、これは全体を合わせますと約五十キロに及ぶと思いますが、こうい

が、その後地元対策、地元住民対策等につきましてさらに千葉県当局などとも協議を重ねました結果、特に農地の占める割合が富里は非常に多うございますので、その観点から、なかなか富里ではむずかしいということが明らかになりました。そこで、さらに航空技術的な条件その他の問題を

め、かつその住民対策上の問題点を最小限にとどめると、こういう観点からあらためて検討しました。

結果、下総の御料牧場及びこれに接続する県有地を最大限に活用するということになりました。場所としまして現在の成田というところに変更いたしました。こういう経緯を若干重ねましたので、当初予定をいたしておりましたものとは、若干時間がかかったように思いますけれども、先ほど総裁の御答弁にもありましたとおり、現実の工事といたしましては着々と進んでおり、当初から予定をいたしております供用開始時期も四十六年四月ということです現在進んでおります。

○千葉千代世君 この法案の関係資料を拝見いたしました、用地取得のところでござりますけれども、敷地内の民有地、これが大体七一%確保できました。それから第一期工事の区域については、こまかいことありますけれども、その中では民有地は約八五%の買収が終わつたと、こう書かれておりますけれども、そのとおりなんでしょうか。

○政府委員(手塚良成君) 第一期、二期といふ区別なしに、全体で買收します民有地に対するのいま先生御指摘のパーセンテージはそのとおりでございます。第一期工事だけにつきましては、先ほどの総裁のお話にもありましたように、買収すべき民有地が二百八十二ヘクタール、それに対して九四%の買収をことしの一月で済ましております。

○千葉千代世君 これは滑走路の誘導とか、それから進入します場合の照明施設、それからまいわゆるアプローチ・エリアといふことばで言われているようですが、それらも含むわけですか。

○参考人(今井栄文君) それは含んでおりません。

○千葉千代世君 この間衆議院の地方行政委員会の答弁では、このアプローチ・エリアについても確保しつつあるので心配はないようと言われておつたので——私、これは速記録で拝見したんですが、そうしますと、じや確保しつつあるならば残りの方々が若干あるわけでござりますけれども、こういった方々ともほとんど話はもうついておるわけでございます。それから一番反対の強い

ども。

○参考人(今井栄文君) 先生御承知のように、空港をつくる以上は、当然に進入灯並びに必要な保

護

を

終

る

と

は、反対の方々を説得して用地を取得するよう現

在

効

を

いた

す

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

よ

う

と

は

現

れ

る

対していらっしゃる方がいるわけです。これが思ひように進歩しない場合にはどういう手だてをとおどりになるつもりなんでしょうか。具体的にどうして買い付けていくおつもりですか。

○参考人(今井栄文君) これは私自身が直接農民の方々ともお会いいたしておりますし、また県知事さんとも常に絶えず連絡をとつておるわけであります。現在でも芝山町の反対の内部は非常に流動化

的でございまして、先生も御存じだらうと思うのです。そういうことで、実は最近でも相当数のあの付近の方々、特に芝山町の岩山地区あるいはまた菱田地区というところの方々が住民対策連盟といふものを新たにつくつて、集団移転について実は県と内交渉をされておるというような実情でござります。したがいまして、芝山町の方々、從来とも強く反対をいたしておりますけれども、最近のような空港の敷地内における工事の非常な進捗の状況によって、いろいろ考えもまあ動いてきておられるのではないかというように推測しておるわけであります。そういうような方々に対しても集団移転のできるような、専農のための農地を県知事にお願いして、実はいま探していただいているというような状況でございまして、私どもは南のほうにつきましても、面積的にはごくわずかでございます。特に進入灯の一部は飛行場の中に入ってくるわけでございますので、滑走路の末端から千百メーター、それから幅三百メーターという土地でござりますので、それは必ずや県の協力を得て買ひ得るというふうに考えております。

○千葉県代世君　いま県知事ですか、県当局と折衝しつつあるということと、それから芝山地区の反対の中に動搖もあるということと、そこで一生懸命進めておるということですが、具体的にそれではいつ幾日ごろまでにどういう方向でいくかと、いうことは示されないわけですね。私、千葉県のほうに伺いましたのですが、それはこの法案とともに現地においておられませんね。一べんも行っていらっしゃらないんですね。あなたがたたい

へん信頼を置いて千葉県知事と地元にまかしていらっしゃいますが、全然おいでになつていらっしゃらない。そうすると、ほんとうに反対する住民の声というものをどういうふうに把握して、どういうふうに動搖していく、そしていつごろまでにそれを買上げる見通しがあるのか。日を送つて間に合わなければ、強制収用でもいいくらいの考え方をおるのか。これは時間の関係で私急ぎますのですが、そういうようなもののやり方ではなくて、ほんとうに千葉県知事が先頭に立つてやつていらっしゃるかどうかということなんですね。御熱心なのはわかります。わかりますけれども、この大臣の趣旨説明の中にも、「千葉県知事が作成する新空港周辺地域における公共施設等の整備に関する計画の案に基づき、協議により空港周辺地域整備を決定すること」といたしまして、云々といつて、それからいま局長さんが補足説明をなさいましたが、その中には、空港周辺地域整備計画、これの「案を作成し、これを自治大臣に提出しなければならないものとする」と、こうあるわけですね。義務を負うわけですね、千葉県知事は。そうすると、千葉県知事はその義務を負うときに、実際の地域のこういう重大問題が起きておるときに、地域の実情というものをどこでどう把握して、この整備計画に基づいた案をつくって自治大臣に出していくこととしようか。それは千葉県知事に聞かなければわからないことでしょうが、やはりそこら辺のところをもう少し解説して……公団の方がいらっしゃるのですから、公団自体の中で、そこにお入りになって調査なさったという実情というものをもう少し明らかにしていただきたいと思うのです。

ち合わせをしておるわけでありまして、公団についても同様でございまして、公団の用地関係の人たち、あるいは代替地、またその地区担当の人たちは、常に芝山町に行つていろいろお話し合いをいたしております状況でございまして、私ども実は何度も行つておるわけでございまして、決して私どもが、知事さんをも含めて、全然現地に行つてないから実情を知らないというふうな御判断はちよつといかがか、私どもとしては若干不満な点もあるわけです。

○千葉千代世君 わかりました。それでは、芝山町あるいはその他を含めて、たいへん強い反対がありますね。その反対の理由のおもなるものは何と何だとおぼしめしていますか。詳しいことは要りません。二つばかりあげていただきたい。

○参考人(今井栄文君) 芝山町の方々の反対は、主として空港の南側になるために、騒音という問題が大きな問題であろうと思ひます。反対しておられる方々のお気持ちを大体三つぐらいに分けられるんではないか。一つはイデオロギー的に、成田が軍事空港的になるんじゃないかというふうな意味から、軍事基地化反対というふうな意味の反対があるわけです。もう一つは、これは特に敷地の中の、いま反対しておられる一部の方々ですけれども、やはり自分たちはこの農地を離れたくないという、農地に対する愛着、こういうものがあるように思ひます。したがいまして、広く分けると、騒音あるいはまた軍事基地化反対あるいはまた土地に対する愛着、こういうふうに分けられるんではないかと思います。

○千葉千代世君 やっぱり生活的な問題が直結しているわけですね、たくさんね。で、まあ、騒音の問題についてはあとに譲りますけれども、そうすると、やっぱり話し合ひ余地がまだあるんではないかと思うのですけれども、いかがでしようか。このままでただ安易に進めていくというのではなくて、具体的に手を尽くして、たとえば千葉県知事さんは、県庁に来た者には会うけれども、まだ一歩も行つてないということですね。これ

はやっぱり国際空港で、千葉県が自分の中にあるとなれば、私は、自治行政上から考えて、一ぺんも行かないということはあり得ないと思うんです。が、どうでしようか。こなくて行けないとかいうことも聞きます。身に危険が及ぶということを聞いています。いろいろ聞いておりますけれども、それはさておき、ほんとうに誠意を持って解決していくという前向きの努力を示しているならば、やっぱりお話し合いをもう少し進めていくといふ努力を重ねていただきなければならぬと思うのですが、いかがでしょうか。

○参考人(今井栄文君) 先生のおっしゃった点はまことに、ごもっともだと思います。で、私どもも含めまして、空港建設に関係を持つておる千葉県の知事さんや、地元の方とひざを交えて、反対の方は、まあその御意見やむを得ないと想いますけれども、やはりそういうような場をつくっていただけで、いろいろ話し合いをするということは、ぜひ今後とも進めていくべきではないかと、かよううに考えておるわけであります。

○千葉千代世君 それから、さつき四十九年三月までに三千メートル部分をつくればいいというお話があったわけですね。実際には、答申案の当初の計画は、国際空港としては、四千メートルが二本、三千五百メートルが一本、二千五百メートルが二本、計五本の滑走路というように私伺つてゐるわけなんです。しかし、私は航空の専門家でありませんから詳しいことは存じませんけれども、そういうして、これだけが大体計画の中にあって、これだけなければ国際空港としての態容をなさないと、いうことをまあ聞いてるわけなんです。それで、用地としては大体七百万坪用意するというようなことを聞いている。現実には用地についてもずっと少ないし、半分ですね。それから四千メートルは二本ということですが、さつきの説明では一本といふことを伺つたわけなんです。そうすると、四十九年の三月までには三千メートル云々ということをおっしゃつたけれども、四千メートルのあの一本はどうなつてるのでしようか。これはや

らないわけなんですか。

○政府委員(手塚良成君) 諸君お話をございましたように、当初の計画をいたしましては、総面積が現までの約倍、滑走路も、現在三本を計画しておりますのを五本ということで、主滑走路は、おつしやりますように四千が二本に二千五百が二本というふうに計画をいたしておりました。しかしながら、先ほど、場所を富里から三里塚に移行したと申し上げましたように、空港の建設につきましては、やはり地元の御協力ということがぜひとも必要であるわけでございまして、そういう観点からいろいろ当時として考査をいたしましたところ、当初の大きな計画ではとても地元の御協力を得られない、こういう見きわめがつきまして、先ほど申し上げておるような計画の変更というふうなことを、位置とともに行なつたわけでござります。しかしながら、今度そういうふうにいたしました空港といいたましても、これは決して中途はんぱな空港ではないと私どもは考えております。もちろん滑走路が四本あります際の飛行場離発着の処理能力と縮小いたしましたのとでは、さつと半分ということになります。しかしながら、この半分になつたものにつきましても、私どもは相当期間、これで飛行機の離発着にたえ得る能力を持つもの、特に今後におきます技術革新の激しさ等を考えますと、高速大型化という方向をたどりますので、そういう面から見ますと、まあ離発着能力というものは、いまのものでも、繰り返すようですが、相当期間十分であるうといふふうに考えております。したがいまして、そのあとどうするのだというふうな問題が、半分にしただけに起こつてくるかと思います。そういうふうにつきましては、私どもはさらに今後の問題として、一応十分な検討を加えて対策を考えたい、かように考えております。

○千葉千代世君 そうすると四千メートルが一本だというふうに、もし一本に故障があつた場合、着陸できないようなことがあるのじやないでしょか。もう一つは、四千メートルが一本で国際空港

○政府委員(手塚良成君) 滑走路の長さの問題でいきますと、これは離着陸する飛行機の性能との関係になつてまいります。四千メートル滑走路といふのを計画し、建設をいたしておりますのは、その対象機材はアメリカから今後数年後に購入できると思ひます S S T というものを対象にいたしております。現在飛んでおりますようだ DC 8 あるいはボーイング 707 ないしは先般来来ておりますジャンボジェット、こういったものは三千メートルクラスの滑走路で離発着は可能でございます。で、おっしゃいますように、この S S T 対象の場合の四千メートルがやはり二本あるということとは、これは望ましい姿だと思います。しかし、もしこれがいまのように一本である場合に、S S T としては離着陸が不可能かということになりますと、これはやはり技術的に見ましていろいろな飛び方がござります。三千メートルでも飛べるようなわゆる重量制限を行なえば、そういう離着陸は可能だと思います。したがつて、もし万一事故だということには、そいつたような飛び方で、たとえば羽田の三千メートルを使う、あるいは名古屋、大阪を使う、こういうような確実の措置でカバーをしていく、いわゆる代替空港というものの使い方になると思います。そいつたことで、この四千メートル S S T のカバーをしていきたい。

なお、国際的に見ました場合に、こういった敷地面積あるいは滑走路の長さ等から考えて、なるほど決して大きな空港のグループのものとは考えられません。しかしながら、これはやはり先ほど申しておりますように、滑走路はそこで離発着

ので、ターミナルの機能的な問題あるいは保安施設の整備の制度の問題等々から考えますときには、これはいま計画しております内容はきわめて高度なものを考えておりますので、そういう面からは私は一級空港になるものというふうに考えております。なお、世界で具体的に四千メータ一が一本だけであるというようなものにつきましては、いろいろございまして、たとえばシカゴのオヘアといふようなところでは四千メーターが一本。そのほかにたくさん三千メータ一クラスの滑走路はございますが、四千メータ一クラスでいけばこれ一本でございますし、サンフランシスコ空港におきましても同様でございますし、ローマにおきましても同様でみると、こういうことで、四千メータ一級というと、これは現在考えられます中では一番長い滑走路でございますので、先ほど来申し上げておるよう、SST用というような感じになりますので、どこでもまだその実際の飛行機が飛び立つてもおりませんので、準備としては一本程度かと考えられます。

○千葉千代世君 私は、いつでしたか日本航空が初めてバンクーバーに乗り入れました時に、たしか運輸省からも御一緒したと思ひますけれども、ボーリングの工場を見たわけですね。戦争中B52をあそこで作製しておったので、たいへん興味深くすみからず今まで見せてもらったときに、ちょうど出ができる上がりかけてもうすぐ飛ばすという、試みというか、試乗するときであった。そのときにSSTの問題もあつたのです。いろいろ御説明の中に、いまあなたがおっしゃったように、非常な進歩で、どんどん航空事業が進む。だから滑走路——はつきり言えば、飛んですぐ上に上がっていくものも出てくるだろう、こういう話もあつたわけです。これはたいへんおもしろいなと思って子供みたいに聞いておつたのですが、ですが、それは、いまあなたがおっしゃったように、いますぐの問題ではない。SSTだっていりますぐではない。やっぱり五、六年のことでしょう。

たのですね。それが、一本でも何とか足りるといふことです。それで、込んできたら名古屋でもどこでも代替空港を使うということをおっしゃった。ですから、もっと話を進めていけば——ここで私どもそうしようと思つておりますが、本来そういうきたいと思っておるものですから思つておりますが、予定ということも考え方で済ましてこれから終始いくという、そんな拙速な、ますいやり方では私はいけないと思う。やっぱりどこかに次の空港の予定ということも考え方で済ましていかなければ当然ならないのじやないか。なぜならば、これが新しい国際空港をつくるうと言ひ始めてから十年たつてゐる。こういうふうになつてきますとどうと、その代替で間に合わなくなつてからやつたんじやこれはおそいわけです。ですから、そういう構想などをお持ちかどうか。これは運輸省に聞かなければわからぬと思うのですが、これはどうなんでしょうか。

○政府委員(手塚良成君) 私、運輸省の立場でお答え申し上げておるのでですが、いまのお話で、込んできたらと、四千スターー一本という問題につきましては、込んできたらと、いう要するに離発着の処理能力の問題と、それから、この一本だけであるために、そこで飛行機等が故障が起つたときにあと使えないではないかという問題と、二つ問題があるわけでございます。前段の込んできたらという処理能力の問題といたしましては、おっしゃるように、今後の空港計画でどういうふうに考えるかということをまた別途に考えなければならぬと思います。それからもう一つの問題を先ほど来私は御説明申し上げておつたので、つまり、いま一本だけである。そうすると、その上でたとえば自動車がえんこしたというときに着陸できないではないかというような問題が起つて。そういうときには別途の、先ほど申し上げましたオールタナティブ、代替空港という別なほうへ着陸をするということでカバーをしていつたらどうかという考え方で申し上げておりますので、前段

たのですね。それが、一本でも何とか足りるといふことです。それで、込んできたら名古屋でもどこでも代替空港を使うということをおっしゃった。ですから、もっと話を進めていけば——ここで私どもそうしようと思つておりますが、本来そういうきたいと思っておるものですから思つておりますが、予定ということも考え方で済ましてこれから終始いくという、そんな拙速な、ますいやり方では私はいけないと思う。やっぱりどこかに次の空港の予定ということも考え方で済ましていかなければ当然ならないのじやないか。なぜならば、これが新しい国際空港をつくるうと言ひ始めてから十年たつてゐる。こういうふうになつてきますとどうと、その代替で間に合わなくなつてからやつたんじやこれはおそいわけです。ですから、そういう構想などをお持ちかどうか。これは運輸省に聞かなければわからぬと思うのですが、これはどうなんでしょうか。

○政府委員(手塚良成君) 私、運輸省の立場でお答え申し上げておるのでですが、いまのお話で、込んできたらと、四千スターー一本という問題につきましては、込んできたらと、いう要するに離発着の処理能力の問題と、それから、この一本だけであるために、そこで飛行機等が故障が起つたときにあと使えないではないかという問題と、二つ問題があるわけでございます。前段の込んできたらという処理能力の問題といたしましては、おっしゃるように、今後の空港計画でどういうふうに考えるかということをまた別途に考えなければならぬと思います。それからもう一つの問題を先ほど来私は御説明申し上げておつたので、つまり、いま一本だけである。そうすると、その上でたとえば自動車がえんこしたというときに着陸できないではないかというような問題が起つて。そういうときには別途の、先ほど申し上げましたオールタナティブ、代替空港という別なほうへ着陸をするということでカバーをしていつたらどうかという考え方で申し上げておりますので、前段

の、込んできたら一本では足りないではないかと。いう時期は、私は相当先の話だと考えておりました。SST用として一本では間に合わないという込み方というのは相当先だと考へるわけです。したがいまして、その時期までには十分時間的余裕もございますので、いろいろな角度からの検討を加えて慎重に調査検討を進めていきたい、かようと考えておるわけでござります。

○千葉千代世君 これは衆議院の速記録で、幾日か忘れましたが御答弁の中に、新しいやつぱり国際空港をもう一つ用意する必要がある——必要があるということばじやありませんけれども、そういうような意味のことを答弁されているのですね。それは、何か何にもなくてただその場だけで言つたんでしようか。というのは、いまあなたがおつしやつたのと同じ違うから聞くのですけれども。

○政府委員(手塚良成君) いま私の申し上げてお

りますのは、四千メーターを必要とするSSTといふ飛行機を対象で申し上げておるわけです。国際線といふ感覚で参りますと、ジャンボジェット

とかあるいは現在のDC-8、ボーイング707といふようなものがやはり多少は混在して使われる。それで、これらの全体をひっくりの国際空港という場合、この量的な伸び方というの

非常に輸送事情から見まして激しい。そこでこの激しさを将来ずっとカバーをしていきますのには、時期としましてはだいぶ先だと思ひますけれども、関東地域におきましては、羽田と新空港だ

容だと考へております。

○千葉千代世君 そこで、これをやつていつたら

たいへんこれは膨大な範囲ですから切りがありませんが、私は結論としまして、たいへん強い反対がある、私は結論としまして、たいへん強い反対があつたのではなく、さつき総裁がお述べになつたのですけれども、まだ少し私があるように思つておるのです。しかし、何はともあれ、反

対の原因というものをきちつと突き詰めて、そし

てそれにやつぱり対応した処置をもう少し積極的にとつていただきたいということなんですね。なぜ

なれば、まあ三本のくいを打つのに機動隊が二千人行く。そのはねつ返りが老人決死隊となつてく

る。そうすると、その老人の方々ですというとほんとうにあの人たちは死ぬ氣でいるわけなんですか。土地を守るということで、事の何といいますか、重大さといいますか、私たちの狹い頭ではた

いへん申しわけないほどのかつてのきつい覚悟を持ってい

るわけなんです。

○政府委員(手塚良成君) で、私ども特にまた心配になるのは子供なんですね。子供が一緒になってこれに参加していると

いうこの現実をどうお思いになりますか。私は、

これはもう全く個人の見解として、文教委員ちょ

うど八年やつておりますが、やつぱり判断の資

料を十分に駆使できない子供の段階では、いろいろなそういう場所には参加すべきではないとい

う私は考へを持っているわけなんです。そうす

ると、私の考へと、いま現地で参加している子供

と、見解を異にするわけです。しかし、それはそ

れなりの理由があるのだろうと、こういうわけ

で、何とか子供たちだけでも安心して勉強して

おとなたちが責任をもつて勉強させる体制をつ

くつてあげるのが子供に対する親の責任ぢやない

かしら、あるいは国の責任、もつと言えば私ども

おとな全体の責任ぢやないかという考へでおるわ

けなんですね。ところが、現地の方々にいろいろ聞

きますといふと、やつぱり親が反対闘争の中で朝

に晩にそのことだけなんですね、何年となく続い

てゐるわけなんですね。現実に見聞きして、家族ぐ

るみ参加しているわけですから、子供はいやでも

おうでもその中に入り込んでいっている。じや学校の先生方はどうしていいるかと学校の先生の一、

二に聞きますといふと、私たちもそれについては

たいへん心を痛めている。それで子供が参加しな

いように、よくわけを話して、そうしておとうさまおあさん皆さんにまかせて、あなたたちは勉

強しなさいと初めは言つておりました。いまでも

言つております。ところがそれをあんまり強く禁

止してしまふと、永久に学校に来なくなる。よこ

さなくなる。そうすると学校に全然子供が来なくなつて、非常にこれは大きな問題でないかと思

うんです。そういう場合に、この解決策を、い

うふうに相談をするとかといふふうなことで、一つ一つ、やはり御希望を聞きながら掘り下げていかな

ければならない。現にそういう努力を私どもはし

ておるわけであります。で、今日でも、公団がで

きました昭和四十一年の七月当時は、一体どうな

んだらうといふふうな感じでした。現地は全く反

対同盟の渦の中にあつたと言つても過言ではない

のであります。その中で私どもは、今日までこう

やつて私どもの立場を、あるいはまた政府の立場

をわかつていただく方々が非常に多くなつたため

に、こういうふうに仕事が進んでまいつたのであ

ります。今後とも先生のおつしやるような御趣旨

を体して、人間的に、反対の方々ともほんとうに

あたたかく接触していくことなどをひとつ私ど

もとしても十分心に銘記しなければならない、か

ようによつてお考えおります。

○千葉千代世君 次にもう一つ、騒音の問題だけ質問したいと思つてゐますが、その前に、きょう私ここに来る前に、成田、芝山、富里の町長さん、町會議長さん方の陳情を受けたわけです。その中の一人の方がこういふことを言つた。騒音対策については一番やつぱり問題です。その中で、まあこういう小さいこともあるけれども、小さいからといって見過ごとされんではやつぱりだめだ。どんなことですか、こう言つたら、保育所を經營している。保育所がやつぱり取り扱われる運命になつてくるんじやないか。そうすると、そこの中に基準の問題がありますが、きょうこれは譲りますが、たいへんきびしい。幼稚園なら幼稚園の設置基準が文部省からありますし、保育所な

ら厚生省の設置基準がありますが、その基準にや

や足りないために、やみといふことばは何ですが、ちょっと設置した保育所みたいなものがあるんです。それは大目に見て——東京でもあった。それに許可したと同じような補助金を出す問題も東京でやつてたわけですね。そういうふうなものが全国にあるわけです。しかしそれはそうありますけれども、たいへんやっぱり児童の教育、保育対しては重大な役目を果たしていますから、それも儀性になつてしまふというようなことがないようないことを一言つけ加えて言つたわけです、私に。本人はたいへん小さいことですが恐縮しながらさがつてきましたけれども、私は小さいことではなくて、これは問題をやっぱりきちとすくい上げるというのじょうか、すくい上げるということばじやなくて、漏れないように、やっぱり既得権なら既得権、そういうものを守り合つていくという対策も必要ではないかと思うのですが、それは保育所ばかりではなく、その他のもあると思いますが、どうなんでしょうか、そういう調査もなさつていてるわけですね。

○政府委員(手塚良成君) いまのお話の保育所が具体的にどこの保育所であるかちょっとよくわからませんが、新空港周辺におきまして、いわゆる騒音防止法によるところの騒音対策を実施する対象、これをいままでのところ調査をいたしておりますのとては、学校が二十一、幼稚園が一、保育所が三、精神薄弱児施設一、合計二十六といふけれども、公団側においては、学校等で約十校ばかりを四十五年度中に実施をしてはどうかといふことで、いま日下鏡意計画をいたしておるような次第でござります。したがいまして、いまおっしゃいます保育所というのは、この三つの中に入るかどうかは別といたしまして、対象としては一応そういうものは交渉の対象になつておる。ただ、この対象以外に、いろいろ先生の御指摘の条

や足りないために、やみといふことばは何ですが、ちょっと設置した保育所みたいなものがあるんです。それは大目に見て——東京でもあった。それに許可したと同じような補助金を出す問題も東京でやつてたわけですね。そういうふうなものが全国にあるわけです。しかしそれはそうありますけれども、たいへんやっぱり児童の教育、保育対しては重大な役目を果たしていますから、それも儀性になつてしまふというようなことがないようないことを一言つけ加えて言つたわけです、私に。本人はたいへん小さいことですが恐縮しながらさがつてきましたけれども、私は小さいことではなくて、これは問題をやっぱりきちとすくい上げるというのじょうか、すくい上げる

といふことばじやなくて、漏れないように、やっぱり既得権なら既得権、そういうものを守り合つていくという対策も必要ではないかと思うのですが、それは保育所ばかりではなく、その他のもあると思いますが、どうなんでしょうか、そういう調査もなさつていてるわけですね。

○政府委員(手塚良成君) いまのお話の保育所が具体的にどこの保育所であるかちょっとよくわからませんが、新空港周辺におきまして、いわゆる騒音防止法によるところの騒音対策を実施する対象、これをいままでのところ調査をいたしておりますのとては、学校が二十一、幼稚園が一、保育所が三、精神薄弱児施設一、合計二十六といふけれども、公団側においては、学校等で約十校ばかりを四十五年度中に実施をしてはどうかといふことで、いま日下鏡意計画をいたしておるような次第でござります。したがいまして、いまおっしゃいます保育所というのは、この三つの中に入るかどうかは別といたしまして、対象としては一応そういうものは交渉の対象になつておる。ただ、この対象以外に、いろいろ先生の御指摘の条

件がございまして、音の強さとか頻度というものがござりますので、そういうものとの関連においてどういうふうになるかということがあります。いつしたものについては、やはり実情に即して、こうものに關しては、実情に即していろいろ検討していかなければならぬだろう、かように考えております。

○千葉千代世君 いまあげられました学校の数字とか幼稚園の数字でありますね、あれはやっぱり既得権なら既得権、そういうものを守り合つていくという対策も必要ではないかと思うのですが、それは保育所ばかりではなく、その他のもあると思いますが、どうなんでしょうか、そういう調査もなさつていてるわけですね。

○千葉千代世君 いまあげられました学校の数字とか幼稚園の数字でありますね、あれはやっぱり既得権なら既得権、そういうものを守り合つていくという対策も必要ではないかと思うのですが、それは保育所ばかりではなく、その他のもあると思いますが、どうなんでしょうか、そういう調査もなさつていてるわけですね。

○千葉千代世君 いま国が整備法案をつくつてまでやるという趣旨というのは、現実にそこにあつてやつているものですから、多少基準に少しでも準じて救つてやるという方法まで拡大していくべきではないかと思うのです。ただいま飛び出す前にいろいろ準備も要りますけれども、飛んでみないとまた十分よくわからないという点もあります。特に運航の経路等を指定するわけござりますけれども、そういうものとの関連においてやはりいろいろ問題があろうと思ふのです。そういうことで地元におかれての御意見を十分勘案しながら具体的によく調査をし、検討をしたい、かように考へます。

○千葉千代世君 私、わかりが悪いので、やってもらえるようなられないようなというような感じしか受けないのでですがね。ここに千葉県知事がそれぞれ調べて申請して云々ということがあるので、どうなんでしょう。そうすればそういうものもひっくるめでやはり対象になつていくんじゃないですか、やりようによつてはね。だからそれは検討しなければ確かにわからないでしよう。だけれども、現実にそうされてる身にとっては、やはりこの拡大して考えていくというその姿勢をきつちり、やはりそこを検討するのだということにしてもらわないと、学者が——学者に聞かなくていいで

備等に関する法律、こういうのが防衛庁関係にあります。そうすると全く同じではありませんね。ありませんね。違いますですね。だから全く同じに適用ではないわけでしょう。

○政府委員(手塚良成君) 私が同じと申し上げました意味は、まず対象につきまして、たとえばいま申し上げたような学校、幼稚園、あるいは保育院、精神薄弱児施設、こういうようなものにつきまして対象が同じである。これは実は私も少しことばが足りませんでしたが、ことし四十五年からだと思いますが、教護院というのと救護施設、特別養護老人ホーム、こういうものが、防衛施設庁の施設周辺整備法では、具体的なやはり対策を必要とするもので出たために、そういうものを入れたというようなことはございます。で、私がさらにも同様と申し上げました意味は、この学校の防音工事を実施いたしますについて、それぞれの強度、頻度、そういうものの基準がございますが、そういうものについては同じである。こういう言葉はないということは事実でございます。

○千葉千代世君 そこで、いま触れられましたのですが、防衛庁関係騒音防止の法律の中に、いま触れましたたとえば老人ホームの問題でありますとか、そういうような適用を運輸省関係の民間航空機の騒音防止法の関係の中にも入れていったらいいんじゃないか、入れるべきだと思うのですが、それはいかがでしょうか。それこそ御検討としか言えないでしようが、御検討をしてみていただくわけにはいきませんですか。

○政府委員(手塚良成君) そういう対象で、現実騒音の被害の問題があるというような具体的な調査が行なわれ、現存いたします場合には、十分前向きで検討していただきたいと考えます。

○千葉千代世君 話が飛びますが、防音工事につきまして対象になつてゐるところは、防音工事をすると、夏になつてたとえば学校なら学校が

暑いから冷房装置をする。こうした場合に、設備はするけれども経常費はやはり市町村負担になるんでしょうね。違いますですね。だから全く同じに適用ではないわけでしょう。

○政府委員(手塚良成君) 私が同じと申し上げました意味は、まず対象につきまして、たとえばいま申し上げたような学校、幼稚園、あるいは保育

所、精神薄弱児施設、こういうようなものにつき

まして対象が同じである。これはやはりお金の問題にからんでしまふでしようか。経常費は全然見ないので、その

所、精神薄弱児施設、こういうようなものにつきまして対象が同じである。これは私は私も少しことばが足りませんでしたが、ことし四十五年からだと思いますが、教護院というのと救護施設、特

別養護老人ホーム、こういうものが、防衛施設庁の施設周辺整備法では、具体的なやはり対策を必

要とするもので出たために、そういうものを入れた中

たというようなことはございます。で、私がさら

に同様と申し上げました意味は、この学校の防音工事を実施いたしますについて、それぞれの強

度、頻度、そういうものの基準がございますが、

そういうものについては同じである。こういう言葉はないということは事実でございます。

○千葉千代世君 これは私了

大、膨大というか、対象の数があまりに膨

大城市地区のさつき二十幾つかあげられた中

で、ずっと勘定していく場合に、経常費を持つ

ような話は出なかつたですか。全然見向きもされ

ないでこのままおかるをして、設備だけやつ

て、そうしてあとは市町村にまかせると、こうい

うことになるんでしょうか。そうすると具体的に

お金を出すのは、県と市が半分ずつですか。学校

の工事負担と同じ割合で出るんでしょうか。交付

税の対象どうなつておりますか。

○政府委員(長野士郎君) いまのお話の冷房装置等に対する維持費の関係は、お話をとおり市町村が負担するというかつこうにいまのところ事実上なつておると思います。で、この点につきましては、私ども地方自治といいますか、地方財政のほう

の立場からいいますと、元來当然に地方負担だと

いうのは、これはどうも少し筋が通らないのじや

ないかという感じでござります。私どもは関係

の方団体がそういう負担をしておりませんものを見過

ごすわけにもまいりませんので、財政的な全体の

状況を見ながら、個々具体的な問題として取り上

げて、必要な措置、たとえば交付税の措置等にお

まつて、そういう要素として加算をして特別交

付税等を配付するということがどうしても必要だ

うこのして子供は学校でやるんですけど言つた

よ思ひます。

○千葉千代世君 それはちょっとおかしい。とい

うと思います。

○千葉千代世君 それ

はちよつとおかかる

いわゆる

かんだ

思ひます。

うございます。

うござ

ないと思うのです。それでいろいろな法案を見たのですが、私は法案にしろうとですから関連法案がよくわかりませんが、一つだけ考えたことは、やはり基本法の中に入れていくべきではないかと思うのですけれども、いかがでしようか。

○政府委員(手塚良成君) 公害基本法第九条との関係におきまして、航空機騒音をどういうふうに考へるかということで結論的に申し上げますと、やはりこういった航空機に関する環境基準というものですか、そういうものはやはりきめるべきであるというふうに考へるわけです。ただ、基本法自体にも規定がございますように、やはり経済の健全な発展との調和をはかるよう考慮をする。特に航空機の場合におきましては、安全運航ということとの調整などが必要になると考へるわけです。そういうような意味で、なかなか一般の工場騒音などと同一にはきめ得ないと、いう実際的な問題があるわけでござります。しかしながら、最近におきまして、これは世界各国の動向でもござりますけれども、やはり航空機の騒音を規制していくかくちやいかぬという動きが強く出ておりまして、昨年の暮れに国際民間航空機構といふところで国際的な騒音規制の検討会がございまして、その中では、たとえば航空機自体の騒音を少なくとも現状よりは大きくしないことはもちろん、なお小さなものにしていくためにメークーはそういう少ない騒音のものをエンジンとしてつくらなければならぬ。逆に言いますと、それより大きいものをつくったのでは使用することを認めないようにしていこうではないか。いわゆるこういう騒音証明制度などというようなものが議論をされまして、結論というようなものはまだ出ておりません。なおまた、騒音を軽減する運航の方式、飛び方といふようなものをどうすればいいのかというようなことが、やはり国際的問題でその場で検討をされております。これは国際的な一律な方式なり内容では参らない日本のようないくつかの人口稠密だという特別な事情のところもありますが、やはりこういったような国際的な検討の内

容をも今後は十分踏まえて、おっしゃるような環境基準の内容に当たる航空機騒音の基準というようなものを今後策定することにつとめていかなければならぬ、かように考へ、且下そういうものについて検討をいたしておる最中でございます。

○千葉千代世君 騒音ですが、これはいろいろ人

によつて違うでしようけれども、騒音の国際基準というものは正確ではないのですね。たとえば私たちで言えれば、よく使う国際労働条約とかなんとか、そういうのを基準にして一応判断して、国際基準にしていますね。騒音については、そういうものは何を根拠に騒音幾ら幾らだとか、具体的にはいま飛行機が発進して直進二千メートルある

いは滑走路の幅の中心から両方六百メートルとか、七十ポンですか、七十五ポンですか、何か基準を言われているわけなんですけれども、そこで伺いたいのは、いま成田空港について騒音地域と認定するのはどの範囲か。それは国際基準であればそれと合わせて、沿つているとかいないとか、どういうことなんでしょうか。あるいは、将来それをもっと広げていくとか。私はこれをなぜ聞くかというと、衆議院の速記録を拝見したのですが、それは伊丹空港が千メートルで四百五十

とがなんとか、そんなことを書いてあるのですね。それよりも広いからいいというようなことをちよと言われているのですが、だから、それを狭いのを基準にして広いのはいいと、そんな子供みたいなことを言つても困るので、やはりその基準はどこにあるかということで位置づけていくべきだと思いますが、それはどうなつていてのですか。

○政府委員(手塚良成君) ただいま申し上げましたように、国際的な基準というようなものはまだ現実的にはないわけでございます。いろいろ検討をされておる最中でござりますが、いま日本でわれわれ防止法できめました観点からいきますと、要するに、七十ポン以上のところにつきまして、これを六十五ポン程度に、学校で言えば、防音工

事をしてやつていこう。この程度でありますと、一般的な生活環境から見まして、はなはだし支障にはならないのではないかというようなことで、防止法にも基準がきめられておる。いまの成田におきましては、いま先生のおっしゃいました広い狭いという範囲は、これは移転補償の範囲がいわゆる二キロ六百ということでありまして、その範囲だけがこの騒音防止法の対象ではないんです。防止法そのものの対象というのは、もとと七十ポンの範囲で広いございまして、そういう範囲をきめておる。それから移転補償いたしましては、成田につきましては、地元対策的見地も含めまして、大阪などよりは少し長くなつておる。こういうことで、二キロ六百という範囲は騒音としては大体九十八ないし百ぐらいの騒音の範囲だと考へます。こういう範囲の中に置かれて、やはり生活上ふくあいであるという方については、いまの防止法の適用によりまして、移転御希望の方には移転補償をする、こういうたてまえを現状とつておるわけです。前々、先ほどから申し上げておりますように、なかなかこの騒音問題については、これは絶対だという結論が特に現在出ていないというのが実情でございます。試行錯誤と言いますとはなはだ無責任なようでござりますけれども、一応いままつております範囲につきまして、現状を十分検討しながら、どちらかというと、先ほどのよう以前向きで拡大の方向へ進んでいくというのが現状であるわけなんです。国際的な先ほどの基準なども十分勘案をしまして、総合的にこういった問題をとらまえて改正すべき法案は改正していくと、こういうような姿勢が私どものただいまの姿勢でございます。

○政府委員(手塚良成君) 教室でござります。

○千葉千代世君 そうした場合には、きっとおそらくその場合には、いま文部省の基準で一学級四十名にしていこうというように、先に行きます十五ですね、小学校の場合。それを五カ年計画で十十五名にして、この航空機の発達状況を見ていくつて、これはたいへん長い計画、昭和五十三年までござります。それで、この航空機の発達状況を見ていくつて、これは人數は減つてくるわけです。いまあなたがおっしゃったのは一体学級数、何坪の教室に何人入つてこのくらいの騒音なんですか。そうすると、これは人數は減つてくるわけです。いまあなたががやがやいるから。これがノーマルな学習状態ではないわけなんです。私はずっと方々を見させていただいた中に、これは国によつて違いますですが、みんな小学校はうるさいものなんだ、子供が学級の定数の引き下げの問題がいまあります

が、やつぱりノーマルな状態で五十ポン以下で勉強をして、そしていい教育をしていくという環境に持つていくといふ、これは全体の問題ですかから、この場では限定しませんけれども、大体小学

校が六十五ぐらいたからそのくらいで云々というふうな見通しのないものになつてくるんじやないかと考へるのですけれども、どうなんでしょうか。

○政府委員(手塚良成君) 現在の防止法によりますと、学校の騒音防止については学校でいろいろなスペースの違いがありますけれども、一応いまの想定で学校の移転とかあるいは防音工事を考へていくといふようになつてくると、これは先

つと、それからもう一つは、いまあなたが、学校が——これは小学校のことですか——六十五ポンとおっしゃったのはそのことです。
○政府委員(手塚良成君) そうでございます。
○千葉千代世君 小学校の場合の教室のことですか。

しゃいますように、だんだんと学校の学級数が少なくなる。それに伴って騒音を現状以上にやる必要が起こってくる。そういう生活、いわゆる学校における環境の変化というような事態が進んでまいりますことによって、やはり騒音防止の内容につきましても、だんだん、これはさらに轟ひを必要とするということになつてくるかと思うんです。おっしゃいますように、現在やつておるものからそういうふうにしたほうが経済的ではないかとお考へ方もあるかと思いますけれども、これには対象校の具体的な内容のいかんによつてそういうことがあります。現実問題といたしましては老朽のものの二重窓をやはり建てかえた後にそういうふうにしたほうがいいというようなものについては、相当彈力的にそういうものを考えながら進めております。したがいまして、いま御指摘のようなどころが具体的に何があるとはつきりいたしますれば、またそういうような措置がとれるかと思いますが、結じて基本的には、ただいまのよろこびいろいろな環境の変化によつて現状基準とされております内容がさらに変わつていくというようなことは当然考へていかなければならぬ、かよろこびに考えております。

○竹田四郎君 防衛施設局の方が何か早くお帰りにならなくちゃならないということですから、そのほうの質問を先にやつていきたいと思います。その前に、この資料をいただいて、運輸省のほうの資料でございますが、「ちょっとわからないんですけど、そこの一ページに「強度」というのがございますね。一ページのところの一番下に「強度」——運輸省のほうの資料でございますが、それで二ページにわたって強度の内容が書いてあるんですが、あまりよくわからないんですが、滑走路をコンクリートで固めるだろうと思うんですが、厚さはどのくらいですか。

○参考人(高橋淳二君) 私、工事のほうを担当しておりますが、コンクリートとアスファルトと両方でございます。コンクリートについて申し上げますと、コンクリート部分の三十センチを入れまして、一メーター十センチほどの厚さを考えております。

○竹田四郎君 そうすると、コンクリート部分が三十センチでアスファルト部分があと八十分程度、こうしたことなんですか。どうなんですか。

○参考人(高橋淳二君) コンクリートの部分のほうにつきましては、表層三十センチがコンクリート、その下は石の層でございます。アスファルトというよりは、その下に安定処理をいたします層が約二十分でございまして、残りが石並びに砂でございます。

○竹田四郎君 施設庁の方にお聞きしたいのですかが、立川基地が今度米軍から解除になる、こういうふうな町の今後の教育施設の統廃合、よい教育環境の造成というふうな点で、私どものほうの今後の騒音対策というか防音工事と関連を持つてくるわけでございます。こういった面につきましては十分町当局と話し合いをいたしまして善処いたしたい、かように考えております。

○政府委員(鶴崎敏君) 立川飛行場につきましては、昨年の十二月一日から米軍の飛行活動が停止をされております。しかしながら、米軍としてはこの飛行場を今後も支援施設——と申しますのは、住宅地区とかあるいは病院とかそういうものがございますので、そういう支 援施設として使っていく意向を持っております。それから、滑走路の飛行場の部分につきましては、これは自衛隊とか民間航空が、米軍が使わなくなつたというところから、あとこれを使いたいという計画がございまして、現在その計画の内容について具体的に検討を進めておる、こういう状況でござりますので、米軍から返還になるという可能性は現在までのこと、ない、こういうことでございます。

○竹田四郎君 立川の基地は、あそこは私ども知つてゐる限りでは、輸送機関係が非常に発着していく、補給関係の一つの中継ぎ点といひますか、そういうふうに理解をしていたわけですが、今度あそこがなくなるということは、そういうものは今までどこへかわったわけですか。

○政府委員(鶴崎敏君) 米軍の飛行活動停止に伴いまして、一部の飛行機は米本国に引き揚げました。それから、他の一部につきましては、隣接の横田飛行場に移転をしたという形になつております。

○竹田四郎君 今まで、羽田の空港に米軍機が着陸したりあるいは米軍のチャーター機がかなり着陸している、こういう話を私ども承つておりますが、どのくらい年間、米軍機及び米軍のチャーターマー機が發着しておりますか。

○政府委員(手塚良成君) 先生のおっしゃつておりますチャーター機、いわゆるM A Cチャーター機と呼んでおりますが、このチャーター機の羽田着陸回数、これは四十四年の一月から四十四年の十二月末までの合計で千百二十三機。ちなみに、一年前の四十三年の一月から十二月末までは千九百二十一機というような次第です。

○政府委員(手塚良成君) 先ほど申しましたが、四十三年には米軍機が三十三、四十四年が十五、こういう数字でござります。

○竹田四郎君 何か、数字的に若干少ないような気がするのですが、間違いないのですね。ないですね。そこで、新聞なんかでもよく私ども、羽田空港の混雑の一つというのには、米軍機が臨時に発着する、そのため米軍優先ということで、ほかの旅客機や輸送機が非常に滞空で待たされる。空で待たされるというようなことがあるというふうに新聞で拝見しているのですが、そういう事例というものはかなりあるわけですか。

○政府委員(手塚良成君) このMACチャーター機あるいは米軍機自体の離着陸によりまして一般の民間の飛行機が、いまおっしゃいますように待たされる。あるいは非常に遅延の原因になつていたされる。あるいは現在のところはございません。しかしながら、これが少ないほうが何かと便利といいますが、民間航空にとってはぐあいがよろしいことであるわけですので、私どものほうでは、こういったMACチャーター機が数があえてくるという事態の際には、そういう減少方に付いての申し入れをいたしまして、その申し入れによつてこれを処理するということで、これまで多くの成果をあげて、自制をしてもらつてきております。

○竹田四郎君 施設庁の方にお聞きしますが、米軍機が羽田の国際空港を使用するということは、これは拒否できないわけですか。

○政府委員(鶴崎敏君) 米軍機が羽田空港を使つるような場合の地位協定上の根拠は第五条でございまして、その地位協定の五条によりまして、米国政府がみずから、あるいはみずから使用のためにはほかの航空機を運航するというような場合に、これが公用の飛行場に着陸する場合に着陸料等を課せられないで着陸できるというような地位協定上の条項がございまして、したがいまして、米軍機の使用についてこれを拒否するというわけにはいかないかと存じます。

○竹田四郎君 新しく成田にできます新国際空港は、新しい国際化時代におけるところの航空機の発着をさばいていくためにやつていくというので、この新空港に対して米軍機の発着に対してはどういうおつもりでいらっしゃるのか。これは

どちらのどちらの方から承りたいと思います。

○政府委員(手塚良成君) これはしばしば国会で御議論を願つたお話をござりますが、先ほどお話をございましたように、いわゆる安保条約に基づきまして、地位協定上の権利というたてまえにおきましては、お話をありましたように、これは出入を禁止することはできないたてまえになつております。ただ、これを使う使い方として、軍事基地といふようなことで施設、区域の提供というようなことは、これは合同委員会を通じなければできない。これはきまつておられるわけで、したがつて、そういう軍事基地あるいは区域の提供というよ

うなかつこうにおいては合同委員会において日本政府としてこれを拒否するということでおあります。さらに、その前段の、権利として入るといふ場合ということにつきましても、先ほどの羽田にもちよつと触れましたけれども、これはやはりいろいろ行政上の扱い、交渉という問題が残されております。羽田におきましても、現実に数があつて支障を来たすようと思われます場合には、向こうにいろいろのルートを通じて話をいたしまして、これの規制を頼み、効果をあげておるという事実がございます。成田につきましてはやはり同様なことはしなければならぬと思っておりますが、さらに成田は、本来の建設目的そのものから考えますと、これは純民間国際空港ということであつて、建設するたてまえでございますので、羽田よりは一そぞういうことを強く相手に申し入れ、実行を考えますと、これは純民間国際空港ということであつて、建設するたてまえでございますので、羽田よりは一そぞういうことを強く相手に申し入れ、実行しなければならないと考えております。その言い方、話し方ということにつきましては、私どもは相当強く考えて、軍が使うというようなことは、むしろ現実問題としては拒否をしたいといふようなくらい強い規制を考えております。

○政府委員(鶴崎敏君) ただいま航空局長からお答えがあつた考え方と全く同様でございます。地位協定上は、成田の国際空港を米軍が使うといふことには、これは協定上拒否はできませんけれども、施設、区域の提供といふような形ではもちろんわれわれは考えておりませんし、また、現実の使用につきましても、民間航空の圧迫になるようなことのないよう、もし、そういう事態になるおそれがあれば、十分米側と協議をしてそういう事態を回避するように努力をするということについては、将来のことではございますが、われわれはそういうふうにしていきたい、こういうふうに考

えます。

○竹田四郎君 鶴崎さんちよつとお伺いしたいのですが、立川基地の飛行休止といらんですか、そういう飛行休止といつたほうが適当だと思ひますが、これはブルー14関係の飛行隊には全然関係はないわ

ります。

○政府委員(鶴崎敏君) どうも航空路のほうは私

たちよつと触れましたけれども、これはやはり

いろいろ行政上の扱い、交渉という問題が残され

ております。羽田におきましても、現実に数があつ

て支障を来たすようと思われます場合には、向

こうにいろいろのルートを通じて話をいたしまし

て、これの規制を頼み、効果をあげておるという

事実がございます。成田につきましてはやはり同

様なことはしなければならぬと思っております

が、さらに成田は、本来の建設目的そのものから

考えますと、これは純民間国際空港ということであつて、建設するたてまえでございますので、羽田よりは

一そぞういうことを強く相手に申し入れ、実行

しなければならないと考えております。その言い

方、話し方ということにつきましては、私どもは

相当強く考えて、軍が使うというようなことは、

むしろ現実問題としては拒否をしたいといふよう

なくらい強い規制を考えております。

○竹田四郎君 航空局長も同じですか。

○政府委員(手塚良成君) 同じです。

○竹田四郎君 それでは、鶴崎さんのほうはけつ

こうです。ゆうべテレビを見ておりますと、沖縄

の基地のこれから飛行場といふのはA5Cとい

うんですか、A5Cといふ大型の航空機が今後配属をされるというようなことを言ってお

りましたけれども、先ほどの「強度」ではA5C

といふのは着陸できるんですか、着陸できないん

ですか。

○参考人(高橋淳二君) 私も航空機の関係につき

てこの新しい飛行場を使うことを拒否するのだ、

こういうふうにおつしやられたわけですけれども、

も、これはどういうところでそういうことがき

まつたわけですか。合同委員会にはまだその問題

は出していないようありますけれども、こちら

の政府部内で一体どういう機関で今後新空港に米

軍機が着陸するということについて合同委員会で

はつきり政府部内の機関でときめになつたんです

か。もし、政府機関の部内できめられたならば、

その機関の名前と、いつきめられたのか、おつ

しゃつていただきたい。

○政府委員(手塚良成君) これはそういうたこと

を公式の立場できめた、たとえば閣議決定であるとか、閣議了解であるとかというような形式を

とつているものではございません。しかしながら

成田の空港自体の建設の目的というものは、先

ほど申し上げましたように、民間国際空港とい

うたてまえで非常に地元の皆さん御協力を強く要

請しながらつくつておる。また、将来の必要性と

いうものが、羽田の関係あるいはSSTの関係と

いうことで出るという状態からこれは当然である

ということで、しばしば国会の席におきましても、

政府の統一見解といふことで給理、外務大臣、運

輸大臣、私の申し上げたような趣旨の御説明を申

し上げておるわけあります。

○竹田四郎君 そうすると、各大臣の個人的な意

見の総合と、まあ、そういうふうに理解するのが

正しかろうと、こういうふうに思うのですが、正確にきめたということはないわけですね。

○政府委員(手塚良成君) いま申しましたように、これは協定上拒否はできませんけれども、施設、区域の提供といふような形ではもちろんわれわれは考えておりませんし、また、現実の使用につきましても、民間航空の圧迫になるようなことのないよう、もし、そういう事態になるおそれ

がある場合はかなり重量が大きい飛行機でござ

います。私どもの計画しております四百五十トントン程度の総重量といたしますと、おそらくそれ

のところではなかろうか、かようになります。

○参考人(高橋淳二君) あまり詳しく存じませんが、A5C

といふのはかなり重い飛行機でござります。

○政府委員(手塚良成君) いま申しましたように、これは協定上拒否はできませんけれども、施設、区域の提供といふような形ではもちろんわれわれは考えておりませんし、また、現実の使用につきましても、民間航空の圧迫になるようなことのないよう、もし、そういう事態になるおそれ

がある場合はかなり重量が大きい飛行機でござります。

○参考人(高橋淳二君) まあ、そういうふうに理解するのが

正しかろうと、こういうふうに思うのですが、正

確にきめたということはないわけですね。

○政府委員(手塚良成君) いま申しましたように、これは協定上拒否はできませんけれども、施設、区域の提供といふような形ではもちろんわれわれは考えておりませんし、また、現実の使用につきましても、民間航空の圧迫になるようなことのないよう、もし、そういう事態になるおそれ

がある場合はかなり重量が大きい飛行機でござります。

○参考人(高橋淳二君) まあ、そういうふうに理解するのが

正しかろうと、こういうふうに思うのですが、正

確にきめたということはないわけですね。

る日本の自衛隊の飛空機でもだめだ、この点ははつきりしてもらいたいと思うのですが、これは日本の場合は日本政府部内のことですからいけませんけれども、アメリカ軍に対してもその点十分やつておかなければわれわれはどうも不安があるわけです。したがってこの点は航空局長では答弁できることどうか知りませんけれども、総理大臣はじめ政府はそういうかたい決意であると言われますが、それが現実の場合になってきたらどこまで日本政府が強く要請できるか、協定が、そういうものが成り立つかどうか、そういう点についてあなた航空局長としてどういう考え方かということをひとつ参考までに聞いておきましょう。

○政府委員(手塚良成君) 先ほど申し上げましたことの繰り返しになるかとも思いますけれども、成田をそもそもつくりますゆえんのものは、やはり羽田の空港で飛行機がオーバーフローしたということから、それからまた将来において SST の飛行機が出てくるということについて、それの受け入れ態勢をつくる、こういう趣旨と目的で建設をしておる飛行場でございます。したがいまして、そういう趣旨は、いまの米軍機がこれを使うというようなことは当たらないわけでございませんので、私どもとしては、先ほど申し上げましたように、地位協定の規定はござりますけれども、現実問題としては、むしろこれを活用しない方向の措置を強力にとつていただきたい。また、そういうことが今後将来において可能ではないか。従来羽田におきまして私どもはそういうこともしばしばやつておりますし、米当局もわれわれの要請に対して十分これにこたえてくれておるという実績もございますので、そういう背景をもとにしまして、強い態度で民間空港ということに徹した使用のしかたをしていきたい、がようになっておりま

る日本の自衛隊の飛空機でもだめだ、この点ははつきりしてもらいたいと思うのですが、これは日本の場合は日本政府内部のことですからいけませんけれども、アメリカ軍に対してはその点十分やつておかなければわれわれはどうも不安があるわけです。したがってこの点は航空局長では答弁できるかどうか知りませんけれども、総理大臣はじめ政府はそういうかたい決意であると言われますが、それが現実の場合になってきたらどこまで日本政府が強く要請できるか、協定が、そういうものが成り立つかどうか、そういう点についてあなた航空局長としてどういう考え方かということをひとつ参考までに聞いておきましょう。

は。しかし、これは良識上わかると思いますの
で、その点はひとつ航空局長言われましたよう
に、覚え書きということまでもいかなくとも
緊急避難の場合はしかたないと思う。これはどこ
の飛行場でも使わなくちゃならない。これはもう
当然のことだと思いますが、成田空港について
は、いま航空局長言われましたように、国際空港
として民間空港としていくのだ、また施設の目的
がそこにあるのだからということと、この点はひ
とつこれは閣議でもその点を了解をしてもらっ
て、少なくとも軍の用に使わないという方向で
やつてもらいたいと思うんです。これは主管大臣
でないんですけども、一応閣僚の一人としてそ
の点だけ特に希望しておきたいと思いますが、ひ
とつその点よろしく。

○國務大臣(秋田大助君)　いまお話しのよう、
直接の主管大臣ではございませんが、國務大臣の
一人といたしまして、山本先生、また先にお話し
になつたとおりの、当然のことだと、私も同意見
であります。すなわち、新東京国際空港は米軍の
施設区域として提供し、または米軍に共同使用せ
しめることは全く考えておりません。また、他の
閣僚も同意見だと思います。また、衆議院でこの
法案審議の際、運輸大臣もそのことを話されて
おつたよう私は仄聞をいたしております。した
がいまして、突発的なときはやむを得ませんが、
民間航空の本来の使命に徴しまして、これを米軍
の共同使用に供せしめたり、軍事目的のために使
用せしめることは断じてさせないつもりでござい
ます。

○竹田四郎君　いま山本委員のほうからもお話を
ありましたように、空港反対の現地の人の考え方
はいろいろあると思いますが、一番やはり重要な
点というのは、この新しい空港が、いま東南アジア
でベトナム戦争が終わろうというときに、また
カンボジアでもいろいろな政変が起きている、ラ
オスでもまだその情勢というのは必ずしも安定的
な情勢がない、そういう中で、特に立川の基地が
飛行停止になつているということになりますと、

まあ横田の基地にどれだけ移るのか、これもおなじく明確にはなかなかはつきりしないことだらうと思います。そういう意味で、特にいまの東南アジアの情勢、国内における基地の状況、こういうところから見まして、私も特に新空港がいささかでもそういうような動きが出るということを最も警戒しておりますし、その点の保障が明確でないということが、私は現地の人たちをかなり刺激をしておる。戦争の加担者になりたくない、こういうことがやはり一番三里塚の戦いのしんであると思う。そういう点は私はひとつ合同委員会に、施設の提供とか、あるいは過度にここに米軍機がおられるだらうと思ってくる、輸送機がおりてくるというようなことを、ひとつ明確にはつきりさせていただく。これは私は、施設局帰りましたけれども、航空局長の意ほうもおそらくそういう関係に入つておられるだらうと思いますけれども、そういう点でひとつ日本米合同委員会でそうした問題点をやはり早く明確にすると、これがいま局長だけにそういうことを聞くというのも無理かもしれませんけれども、ひとつその点を明確にしてほしいと思うのですが、お覚悟のほどをちょっとと聞かかしていただきたいと思うのですが。

○政府委員(手塚良成君) お手元の資料の中には、額免除除といふようなことをやつしているわけでござります。これについてはどうもこの資料、これでよくわからぬのですが、その問題についてはどうも私資料の勉強不足かもしれないけれども、どういふうになつておるのか、ひとつ教えていただきたい。

○竹田四郎君 これはあれですか、できてからそういうふうな点はひとつ、自治省ですか、これは公団ですか、どつちですかわかりませんが、そういう措置をするということですか、どうですか。できた以後においてどこがするのですか、そういう措置は。

○政府委員(手塚良成君) これはいま私どもでやつておりますのは、財団法人の公害防止協会というところで、いわゆる受益者負担といいますか、航空会社からの出資をもとにいたしまして実施をさせております。新空港におきましては、これはやはりそういう障害が起つてからのお話になると思ひますので、事前のことにはなりませんが、飛行機が飛び立つ供用開始後にこういう措置をとることになると思いますが、これを交付する交付主体をやる、まあ大体ほかのことでも全部そらうです。私は、これじや地域の人はなかなか自分の将来の生活について実は安心しないと思うのです

ね。こういう問題についてはこういうふうにやつてゐるのだ、これは必ずりますよ、こういうことを私はもう少し明確にしてもらいたいと思うのです。これはすべてほかのことでもそうです。道路はこうつくる、鉄道はこうつくりますと言ふのだけれども、住民の生活について関係のあることについては、できてから検討しましょう、こういついては、非常に私は不安だと思います。そういう点は、住民に關係のあることは、これはむしろ御協力を願わなくちやならない立場だと思うのです。公団の立場としては、そういう住民の生活にいうことは非常に私は不安だと思います。そういうふうなものを私は先に出していくなくちや、幾ら協力をしてくれと言つても、私はそういう意味での協力を非常にやりにくいく思うのです。非常に不安な心配についてはこういたします、こういうふうな問題についても、まあ見解はある程度一致しているのだけれども、具体的にこれは使いませんといふはつきりしたものが出ない。こういう点を私はが多いと思う。先ほどの基地を米軍が使うというが、実際に地元と折衝されている公団の方は、その点はどういうふうにそのことを説明をしているのか。これはそのほかにもたくさんあると思うのです、そういうことは、まず公団の総裁のほうの、そういう基本的な態度をひとつお伺いをしたいと思います。

す。公団が指導して、そういうふうな一つの組織をつくるということも可能でございますし、現在羽田あるいは伊丹で行なわれておる、いま言つた聴視料の減免措置というものについても、公団としては責任をもつて必ず措置したい、かように思つております。

○竹田四郎君 想うのでなくて、今井さん、想うのではなくて、具体的にそういう約束をされたらどうですか。それはただ単に——一休住民がどこへ行くかということもあるのでしようが、たとえば地元の市町村長さんとそういうことを具体的に協定を結んで、このとおり地元の町なりあるいは市なりとこれだけ明確に結んだのだなどということを示せば、私はおそらく市民の方も町民の方も、もつと協力的になり得ると思う。そういう点が何も、大きな仕事をするときにはどうも欠けていた。だから不安の気持ちが反対の運動の方向に必然的に向いちやうと思うので、そういうような事態といいうものは、まだ今後いろいろ空港をつくっていく上にはあると私は思う。そういう点を先に明確にして出してもらいたい。道路をつくるということが明確になると同様に、そういう住民に与えるいろいろな諸問題も一緒に明確にしていく、こういうような立場で進んでいただきなければならぬといふように私は考へるわけでありまして、この点はひとつ今後しっかりとやつていただきたい、こういうふうに思うわけであります。

それから学校の防音装置については、先ほど千葉委員のほうからお話をありましたけれども、現在の学校教育の中には視聴覚教育がかなり多く取り入れられているわけであります。飛行場がここにできますと、おそらくかなり飛行機が飛ぶと思うのです。いまの羽田に匹敵するほどに、飛行機が五分に一回とか、三分に一回とか、こういうふうに飛び立つと思うのです。そのたびにテレビの映像というものはおそらくやれると思うのです。だからこそ、さつき言つたテレビの受信料の半額減免という根拠がそこに出てくるのだろうと思う。学校の場合にはどういうふうに措置をするこ

○政府委員(手塚良成君) 先ほどのテレビの受信障害で、私のほうの決意がややなまぬるいような印象を与えたかと思いますが、減免ということにつきましては、これは伊丹、羽田と同様ということでおやるという決意で申し上げたわけで、そのやること主体について目下検討中ということで申し上げたので、御了解を願いたいと思います。

学校の場合におきまして、テレビそのものについては、これは現状におきましても無料になっておると思いますので、この減免の問題は、学校 자체のこととしては起こらないというふうに考えます。

○竹田四郎君 私は、減免だから学校のことはいいというわけじゃないんですよ。いまテレビを学校教育の中に多く取り入れているわけですね。それが五分置きに、あるいは三分置きに画像がくずれてしまつて、何がなんだからわからない。こういうことは、私は教育に対して非常に大きな障害になると思うのです。だから、学校がテレビの受信料を払つていなければかまわないということであつては、それによつて教育がめちゃくちゃにされると、私はこう思うのです。だから、そういう学校の視聴覚教育に対して支障のないような措置といふものを、どこかでどつてもらわなければ私はいかぬと思う。これはどんなふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(手塚良成君) テレビの障害の減免措置の問題だと考えましたので、無料であるといふ言い方をいたしましたが、実際の障害といふものの排除の問題につきましては、先ほど来申し上げておりますような防音工事といふものを完璧になものにしていくということによって、そういうテレビの障害、学校における視聴覚教育におけるテレビの障害といふものを減らしていくよう進めらるつもりでございます。

○竹田四郎君 あのね、幾ら防音装置をやつたって画面はくずれるんですよ。いいですか、局長さん、幾ら防音装置をやつたって画面はくずれるのですよ。だから、その画面がくずれないようにどうい

○政府委員(手塚良成君) この画面のゆれそのものについては、これを防止するのはなかなかむずかしい問題でございます。現在の伊丹や羽田の周辺においても同様の苦情が非常に強いわけです。先ほどの减免という程度しか実際に措置をとどり得ないので、そういうことをやっているわけですが、いまいろいろ聞きますところでは、特別なフランジャーというような防止のアンテナなどが研究されておるようございまして、そういうものが十分な効果を發揮するようなことであれば、やはりこれは防音工事の一環というたてまえで取り入れて、特に学校等にはそういう措置を十分にしなければならないと、かように考えます。

○竹田四郎君 これも残念に思います。率直に言つて、厚木の周辺ではもうこの問題はほぼ解決できるという、そういう技術的な点があるといふことがはつきり出でてゐるわけです。でき得たら四十五年度からそれをひとつやるうじゃないかといふ話までになつてゐるわけです。厚木の飛行場よりもっと飛行回数が多いであろう、こう思われているような大きな事業をなさるところで、私はそういう研究がいまもつて局長さんのもとまで上がってきてないということは、非常に私は残念だと思う。これもある、できているわけですね。

それから、これはさらに申し上げますけれども、たとえば電話あたりでも、飛行機の爆音から避けることのできる装置というのはできてるわけです。通話ができると、それが電話どころじでなく、学校の視聴覚教育に差しさわりある点にまで、まだ皆さんのお心が及んでいないということは、私これも非常に残念だと思うんですが、これはひとつ十分研究していただきたいと、こう思つわけです。それから、先ほどは学校のことばかりではありませんでしたが、病院関係は一体どのようになりますか。

基づくいわゆる空港関連事業を実施する必要のある地域ということで考えておるわけでありまして、具体的には事実関係が多少先行しておるようなどころがあるわけでござりますけれども、新東京国際空港の建設実施本部というものが、運輸省を中心いたしまして、関係各省集まりまして設けられ、そしてその場合に、成田空港の周辺の関係のある、関連事業として当然取り上げていくべき事業を持っておりますところの市町村の意向等もただしました上で、千葉県等も参加をいたしましたして、そういう関連事業の考え方の意思統一をはかってまいってきたわけでございます。そこで、そういう地域と関連事業の関係というものは、それが次第に形が整つてまいり、関係市町村としても、それに一応事实上の了承を与え、県当局も了承しておるわけであります。そういう関連事業団でこういう事業を取り上げるというようなことが次第に形が整つてまいり、市町村と行政区域と申しますと、それらの市町村という、地域ということになつております。

○政府委員(長野士郎君) 端的に申しますと、この法律で特別な財政上の措置をするといいますのは、「公共施設その他の施設」と書いておりますが、「その他の施設」というのは、いま予定されていますのは団体営の土地改良事業でございます。したがいまして、そういう意味では地方負担を伴う、地方負担を伴うと申しますと、その具体的な事業の行なわれる地域の地方公共団体の財政負担を伴うもの、つまり今まで公共施設の整備につきまして、道路でありますとか河川でありますとか下水道の整備とかいうようなものは、それぞれ個あるいは地元の市町村が事業実施主体として行なつておるわけであります。そこにはそれぞれの補助制度があるわけでござりますが、この空港の建設に関連をいたしまして、まあ直接的なものと間接的なものとありますけれども、空港の建設とからみまして、急速にそういう事業を実施していくということが出てまいりますので、それについて特別の財政措置をする。つまり、ですから鉄道というようなもの、いまお話しがありましたためにつきましては、まあ実施主体としてでも、あるいはまた地方負担としても、直接負担をするといふことはまだない、そういうものは、そのまま市町村のものに入らない、そういう公共施設の中に入らない、そういう事業がありますから、除かれる。主として実施主体が県及び市町村のものである。土地改良区は入りますけれども、そういうもので地方負担を伴うものについての援助ということになります。そういう事業がありますところの関係市町村と県というものがこの中に加わっておると、こういうことでございます。

て、この関連事業というものを整備をはかつていいということです。さいますから、この関係市町村の中には、そういう事業にかかわり合いのあるものについては含まれるということがたてえあります。それから、かりにまあ将来と現在と、いろいろこれらの方事を実施していくました場合に、ほかにも関係をするものが出てくるといふことが、御指摘のように起るかもしれません。そういう場合には、もちろんそういうものを関係市町村としては考えていくことになると思ひます。この法律の二条におきまして、千葉原知事が計画を自治大臣に提出をいたします場合には、あらかじめ関係の市町村の長の意見を聞かなければならぬ。こう言っております。そういう意味で、関係市町村というのは関連をしてまいりますところの市町村は一応全部入るというふうに私どもは考へております。

○説明員(井元光一君) 先に負担のことで御説明申し上げます。一般的にはこれは国営事業が主になつておるわけであります。国営事業は国が六〇%で、県が二〇%、受益者が二〇%ということになつております。ところが、この地区に限りまして国営の国の負担が七五%になつております。県が二一%で受益者負担が四%になつております。こういうふうにいたしまして地元負担を相当下げているわけでございます。そのほかの県営事業につきましても、一般的には五〇%くらいが国営の負担で、それから県が二五%、受益者負担が二五%となります。この地区に限りまして、県営事業は国が六五%，県が二五%で地元受益者が一〇%となつております。こういうふうに全般的に地元負担が一〇〇%のうちで一〇%程度になるよう補助率を上げてまいつたのであります。それからもう一つ、成田用水地区について受益者がどういうふうな空氣でいるか、こういうお話をございますが、土地改良事業は御存じのようになりますが、申請に基づいてやる事業でございます。この申請によって土地改良法でやるということは、この地区についてもくずしていいわけでございます。したがいまして、これを実際に事業に着工するまでには、それらの手続を踏んでまいるわけでございますので、したがつて、地元の受益者の調印を各戸に取らなくてはできないわけでございます。ただ、この地区はいろいろ空港の問題がありまして、なかなか地区の中にも今まで測量等に入れなかつたわけでございます。で、勢いここにほかの仕事を進んでいくといけませんものですから、図面上でも私たちができる範囲の努力をする。事業を急転直下やらなくてはならないようになれば、なかなか追いつかなくなるので、図面上あるいは書類上でもいろいろな方法で進めていくよう努めはしてきましたが、現在に至りましてまだ仮調印程度で、受益者の皆さんからそういった手続が完了するところまではまだいっていませんでございます。以上です。

域は今度はどういう地域になるのですか、調整地域ということになつてしまつたわけですか。

○説明員(井元光一君) 成田用水の地区では一部空港地城に入ります。しかしながら、この周辺の現在の受益地区のほとんどは調整地城に入る予定になつてゐるわけです。

○竹田四郎君 土地改良地城の対象になるのが滑走路のはずれから五千五百メートルで、側面が千八百メートルといふことなんですが、この五千五百メートルといふのは空港公団の境界といふ意味なんですか、そういう意味なんですか、五千五百メートル、横の一・八キロですか、これから外でしよう、土地改良地城の対象になるのは。

○説明員(井元光一君) 外になつておりますけれども、こういう解釈を下して土地改良事業をやつていくわけです。騒音の度合いが八十ホン以上の地区といふ規定で土地改良事業の網をかぶせてゐるわけです。いまおっしゃった都市計画地城とか、あるいは調整地城といふような意味でも、将来は当然問題が起つてくるわけござります。一部はそういう地区にまたがるようなる地区も出てくる可能性があると思います。で、ほぼ私のほうでもその地域はまだがるであろうといふことも予期してこの仕事を進めてまいりたいと思つております。

○竹田四郎君 ぼくは昔のほうはよくわからぬのですが、八十ホン以上の地区といふ、この空港公団の、この図の境界線のところあたりでは最大どのくらいのホンが出ているようになつてゐるのですか。

○政府委員(手塚良成君) 先生の境界線とおっしゃる御趣旨はよくわかりませんが、この烟地なんかいについてこういふ対策をきめましたのは、闇議の決定によりまして、ここに、成田の地区に新空港の位置を決定しましたときに、地元対策といふことで騒音関係の一つの対策といふのでこの中に入れられたわけでございます。その際の範囲といつましても、八十ホン以内の地域といふことを指定いたしまして、その中に烟地かんがいを希望する者にはやついくと、こういふたてま

えだと考えております。

○竹田四郎君 八十ホン以上じやなく、以下の地城に対しても土地改良をやる、以上じやないわけですね。

○説明員(井元光一君) 八十ホン以上でございます。

○竹田四郎君 そうすると、運輸省で出されてゐるこの資料の一四ページに土地改良事業の地図がござりますね。これの両端といいますか、あるのはここに一つ横のコースがあると思うんですねが、そちらのほうはあまりやりにならないで、縱だけしか考へていないというようなことは、これは一体どういうわけなのか。このおののの両端、わかりますか、この両端、四千メートルはこれですね、このコースでしよう。一番下といふか、この両わきで一体何ホンくらいになるのか。たとえば、この間のジャンボジェットなんかの場合に、この両わきで大体何ホンくらいのものになるのですか。

○政府委員(手塚良成君) 大体百ホン程度でござります。

○竹田四郎君 これ最大ですね。

○政府委員(手塚良成君) そうです。

○竹田四郎君 そうすると、百ホンのところに一本土地改良をやつて、しかも先ほど申しましたように非常に頻度が高いわけですね。そこで、この百ホンのところで、一体、一日耕作をやつしていく者が耐えられるのかどうなのか、私はそれがちょっと心配になるわけですね。

○説明員(山下一郎君) はなはだ不勉強で申しわけございませんが、百ホンの地域でこの農耕作業に支障があるかといふことについて、実は私どもはうで研究したことはございませんが、いま空港局長のほうからお話をありました程度の相当ひどい音響でござりますので、支障はないとは申しかねると思います。しかし、それを、まあ空港の職員が勤務しておる状況でござりますので、支障はないとは申しかねると思いますけれども、農耕作業ができないということではないのですな。いかといふうに判断いたしてはございませんが、

○千葉千代君 関連。そこに朝日農協というのがござりますね、あそこも対象になつてゐるんでしょう。全国でただ一つで、これはどこからも手が入らないで、自分たちが計画してつくって、計画して出荷してといふのでたいへん有名な農協なんですね。あそこも騒音地帯の中に入るわけでしよう。そうすると、そこは一体何ホンなんですか。百ホンでなたは農耕ができると言つたんだですが、どうしたことなんでしようか、できますか。具体的に、国電ガードのあそこ、たとえば

日劇の前のガードがあるでしょう、有楽町の。あの下のところを通ったときに「おっ」という、あれが百ホンだとしますと、あの下に立ってごらんなさい。あんなところで、たとえば農耕が、断続的であってもできると思いますが、具体的に。よっぽど神経の強い持ち主なら別ですけれども、やつぱりそこに農民が作業するのは、女の人が、赤ちゃんがおなかにあるときもあるでしょうし、あるいは病後の人もあるでしょうし、いろんな人がいるわけです。特に農業なんかやってる人は働き手が外に出てしまつて、そうしてわりあいに労働力が少ないときがあるわけですね。そんなときにやっぱり縦、横考えたらばできるはずがないと思うんですよ。私はあそこの嘉手納基地に行つたときに、種をまいていたら種が吹き飛んでしまつた。あれは何ホンか、想像以上ですから、何ホンか忘れてしまひましたけれども、ああいう特殊環境のところで、あれだけ食べなければならないでやつているわけなんですね。それはいいからやつているわけじゃないんですね。それを考えた場合に、百ホンで農業ができると思いますなんて、これは国会ですよ。しかも農林省を代表しているあなたがそんなこと言つたら、一体どんなことになるでしょう。

断定的なお答えはいたしかねますけれども、確かに支障はあるうと考えます。これは私の全く私見でございます。支障はあるうと思ひますけれども、絶対的なものでもないのではなかろうか。ただ、先生御指摘のとおり、国電のガード下の程度の騒音でござりますれば、これは相当支障があることは間違ひなかろうと、こういうふうに考えますが、これは私の私見でございますので、この点御了承いただきたいと考えます。

○参考人(今井栄文君) ちょっとと私からいまの丸朝農協の関係で、千葉先生からお話を出ましたので、先ほどの竹田先生の御質問と関連しまして、芝山町のあの付近の音がどのくらいになるかということを一応お答え申し上げます。

岩山地区滑走路すぐ末端のところは、先ほど局長が申されましたように大体百ホンぐらいですが、丸朝農協は山武郡一帯で高級蔬菜類の栽培を、全国的に出荷するほど大きくやつておるわけでありまして、空港の四千メータ滑走路の南の進入方向に対しても丸朝農協の活動する部分については、九十五ホンあるいは九十ホン、八十五ホン、八十ホンというふうに、あるいは遠いところでは七十ホン以下になるところもやはりその勢力範囲に入つてくるのではないかと思います。私どもとしては、これは根本問題でございますが、空港をあそこにつくるということに政府が御決定になつて、つくるということで、特に丸朝農協あたりに対する非常に御迷惑をおかけすることになつたわけでございますが、私どもは先ほどの御質問にも出ましたアプローチ・エリアの買収問題、それからまた騒音区域については、現に御希望の方からはどんどん土地を買い取つておるわけでございまして、現在でも主として芝山町を中心にして約四千町歩の騒音地区における土地を、私もどもとしては直接施設に必要ということではございませんが、買っておるわけでございます。そういうことで、そういうふうに非常にやがましく、ここで農耕ができない、あるいは住むことができない、住むのは遠くへ住めば耕作はできるとい

ういろいろいろいろな方がおられるわけでございまして、その方の御希望によりまして買い取りをいたしております。

それから、先ほどお答えいたしましたように、県知事も現在この岩山周辺の方々の集団移転について、八十町歩ばかりの土地を芝山町内に求めておる、こういうことでござります。

○竹田四郎君 農林省にお聞きしたいのですが、いまの農協ですね、丸朝農協ですか、これはいまのお話では八十町歩ほかに移転させるとか何とかいうことなんですが、そういうことで今までと同じような営農が続けていいけるのかどうか。これは私の聞いてる範囲では、国、県の補助も一銭ももらわないで千二百からの農家がやってきて、いまは全国的に有名な丸朝農協として野菜の生産もやられているというのですが、それはそういうことでただ買いかえるということだけで、それで前と同じようないけるのですかどうですか。私はおそらくそう簡単にもとへ戻るとは思わないのですが、そういう面でどういうことをお考えになつておるのか承りたいと思います。

○説明員(山下一郎君) この芝山町の丸朝農協の農民の空港設置に伴う今後の営農につきましては、千葉県が直接指導いたしまして、ただいまお話をなっております八十町歩などの、他の地域に移転を希望するような農家につきましては、県のほうで具体的な農家の希望を把握しながら、今後も、千葉県で直接この問題を処理しておつて、その辺については県を中心に具体的な措置を講じておるというふうに考えております。

○竹田四郎君 何かどうもその点は、聞いてみてもらはつきり御返事願えないし、県のほうが指導しているという形だけで突っ放されているということは非常に残念だと思うのですが、これだけ日本

的にも大問題になつてゐるのです。それを農林省のほうが、県でやつていて私のほうは知らない。これは今井さんのほうではどうなんですか、どうもあり、いままでせっかく汗水たらしてここまで盛り上げた農協が、どうも国会で聞いてもわからぬと言ふんでは、あまりにも、何といいますか、今までの汗水たらした努力というものが、おそらくここは、農林省としても、あるいは千葉県としても、かなりモデル的な地域といふように考えて、あちらこちらにも宣伝をなさつたろうし、またこのところでできた野菜というようなものも、かなり全国的な一つの銘柄になつて販路を確保していた、こういうふうに思うのですが、これがとにかく農林省に聞けば全然わからない。これは専門違いでございましょうけれども、ひとつどんなふうにするつもりなのか、今後の當農についてどういう計画で進んでいくつもりなのか、ほんとうは農林省に聞かないと、専門外の御意見ではちよつとあれかと思うのですが、一応ひとつ今井総裁のほうから伺いたい。

るわけでございまして、マーケットを空港に求めるというようにお考えになればおできになります。それからまた東京その他に対する出荷についての道路事情等も非常によくなるわけです。私は、空港騒音問題によって、ある程度の農家の方々がやかましいからといって、集団移転をされるということによって、この農協の地盤がくずれる、あるいはその經營がむずかしくなるということはないのではないか。これはしろうとございまして、よくわかりませんが、そのように考えております。

○山本伊三郎君 農林省の方が千葉県とまかしてあるから知らないと、そういうことでなく、これは国際空港の設置に伴う関連の事業ですから、やはり農林省としては親切に答へなければいかぬと思ふ。したがつて、二十六日にもう一ぺんやりますから、あなたのほうから千葉県厅に尋ねて、どうなつておるんだということをやつて、やはりこの国会に答弁するのがたてまえじゃないですか。そこの点だけひとつ私はしてもらいたい。

○説明員(山下一郎君) 先ほど私のことは足りませんで、おしゃりをいたいたわけでございますけれども、実は率直に申し上げまして、本日のこの委員会にこの成田空港関係の問題で御質問いたしましたが、その点だけひとつ私はしてもらいたいことを直前に御連絡をいたしましたので、私どものほうで準備をいたすひまがございませんでしたので、このよなことになりました。次回までに千葉県に照会いたしまして、現地の実情がどのようになつておるかということを調べました上での、わかりましたことを、この席で御報告申し上げます。

○竹田四郎君 じや、この次の機会にはひとつ資料か何かで御説明願いたいと思うんですが、農林省の方、あと質問がございませんので、御退席いただいてけつこうです。

建設省のほうにお聞きしたいのですが、この空港ができるところの水の流れ方といふのは一体どういうふうに、どちらへどのくらい水が流れ、どちらへどのくらい水が流れるかという、その流

量はどんなふうになつておりますか。

○説明員(岡崎忠郎君) お答え申し上げます。

ただいまの空港の地域は約十平方キロございまして、そのうち千葉県の利根川に流れておりますので、よくわかりませんが、そのように考

べました空港に関連あります地域の排水をやることになつております。

○竹田四郎君 そうすると三百立方メートル毎秒で、いままでより大体河川幅はどのくらい広くありますか。

○説明員(岡崎忠郎君) 川幅の問題でござりますが、これは木戸川と、そつちのほうはもうほとんどあまり改修しなくてもだいじょうぶだということですか。

○説明員(岡崎忠郎君) 空港に関連ある部分ではございません。いま申しましたように、根木名川のほうへ全部流すようになります。

○説明員(岡崎忠郎君) それじゃ根木名川の改修の概要を御説明いただきたいと思います。

○説明員(岡崎忠郎君) 根木名川は、先ほど申し上げましたように、昭和三十三年から中小河川といたしまして、空港の問題が出てまいりましたので、さらに計画の検討をいたしまして、空港に関連して流出量が増大する、こういふものを負担しなくちゃいけませんので、そういうことを検討いたしました結果、計画洪水量をいたしまして七百立方メートル毎秒という水を処理する計画をつくりました。その後の断面を空港完成までにつくり上げる、こういうことでございます。

○説明員(岡崎忠郎君) 計画洪水量で百二十立方メートル毎秒でございます。ただいま申し上げました四百というものは間違いでございまして、三百六十九メートル毎秒でございます。

○説明員(岡崎忠郎君) では先生に御説明するよ

うにいたします。

ますが、もしはんらんした場合といふのは、これはどういう処置をおとりになるわけですか。はんらんしないということでおやりになっておるはずですが、それでもはんらんしたという場合にはかなり被害が出るのだろうと思うのですが、そういう場合にはどういう処置をなさるつもりでいたのですか。

○説明員(岡崎忠郎君) 根木名川の改修は、何とおりまして、かなり大きい雨量を対象にいたしておりますので、先生おっしゃるようなはんらんとありますので、先生おっしゃるようなはんらんとあります。

○説明員(岡崎忠郎君) これは川幅の問題でござりますが、これは木戸川と、そつちのほうは根木名川に合流するあたりでございまして、これとだいぶ川幅が違いますので、ちょっと一がいにどのくらい広くなるかということは申しかねるのでござりますけれども、上流のほうになりますと、やはり推測で申し上げてはなはだ失礼でございますけれども、五、六倍以上になるところもあると思ひます。それから下流のほうになりますとそんなに広くならないと思います。

○説明員(岡崎忠郎君) できたら一回、その設計図ですか、これを見せていただきたいのですが、私が心配するのは、建設省は御専門でございましょうから、たぶんこのことによつて溢水あるいは洪水といふようなことは万々私はないと思うのですが、しかし、大体建設省の計算でよろしいといつて洪水があるという場合が、その被害もまた一番大きいわけです。そういう意味では少しその設計図等をひとつ若干見せていただきたいと、いまおつしやられたように、当面毎秒三百トンで一体だいじょうぶなのかどうだろうか。かなり溢水をするのでは、何といいますか、そういう中小の規模につきましては一番よくとつておる、こういうふうに考えていただきたいと思います。

○説明員(岡崎忠郎君) 非常に力強い御発言で安心をしたわけですが、これはその計画どおりいつて思ふのですけれども、それはその地域の土地はどういうふうにされているのですか。買収がもう全部お済みとなるのか、あるいは買収については、全部買収で修もしくちやならぬ地域もありあるだらうと思ふのですが、そういう地域の土地はどういうふうに思ふのです。そういう地域の土地はどういうふうに思ふのですか。買収がもう全部お済みとなるのか、あるいは買収については、全部買収で修もしくちやならぬ地域もありあるだらうと思ふのです。そういう地域の土地はどういうふうに思ふのですか。買収がもう全部お済みとなるのか、あるいは買収については、全部買収で修もしくちやならぬ地域もありあるだらうと思ふのです。

○説明員(岡崎忠郎君) まさに往々にして、計画においては絶対洪水はないが、しかし、なかなか土地の買収というのは、特にここでは問題がある地域ですから、必ずしもすなおにいつて、買収がもう全部お済みとなるのか、あるいは買収については、全部買収で修もしくちやならぬ地域もありあるだらうと思ふのです。そういう地域の土地はどういうふうに思ふのですか。買収がもう全部お済みとなるのか、あるいは買収については、全部買収で修もしくちやならぬ地域もありあるだらうと思ふのです。

○説明員(岡崎忠郎君) どうでしようか。こういふふうに思ふので、その辺ひとつできたら資料を見せていただきてお話をいただきたいと思うのですが、どうでしようか。

は非常にりっぱでも、工事の途中でそういうよろくな問題が往々にして起きておるわけですが、そういう土地買収の見通しというのは、あなたのほうの計画とあわせて順調にいっておるのかどうか。

供用開始が四十六年の四月一日ですか、あるいは若干延びるかもしませんが、そういうことだということになりますと、河川改修もかなり進んでいないと、使用開始のときにはまだ河川の改修が終わらないということになれば、計画だけはりっぱだけれども実際には被害が出てしまう、こういうよろなことになつてしまふのですが、その辺の関係はいかがでしょうか。

○説明員(岡崎忠郎君) 用地買収の御質問でござりますけれども、この木名川の場合につきましては、用地買収約百五十ヘクタール対象になつておりまして、これは特に上流の取香川筋におきましては現在用地買収はなかなか困難でございます。下流のほうは予算を年度的にきめてやつておりますので、いまのところ特に困難といふことは聞いておりませんが、取香川筋につきましては地元の御了解を得られない部分があるようございまます。この点につきましても鋭意努力して地元の御了解が得られるように進めていきたい、こう思つております。

○竹田四郎君 どうもその辺がまた飛行場の供用開始との関連で安心ができないという面があるわけですが、これはひとつあとで資料で、ここに地図もありますけれども、あと具体的にどの辺だ、こういうようなことを教えていただきたいと思うわけです。河川関係は少しその資料を見せていただき、できたらあとで若干質問をさせていただきたく、こうふうに思うわけあります。帝国石油の鉱区の問題は、あれ解決されましたか。

○参考人(今井栄文君) 敷地内に帝国石油が天然ガスの採掘権あるいは試掘権を持つておるところがございますが、用地はほとんどもう私どものところで買収が実は終わつておるわけでございましたが、あとは試掘権、探掘権の問題だけでございま

う問題はございません。というのは、農民の方々との買収交渉は、畠反当たり百四十万というもの

をベースにいたしまして、地目別にこれは団体交渉して決定した値段であります。ゴルフ場につきましては、一昨年成田パブリックのすぐそばはす

ントリークラブの用地を買収する、これは全く不動産鑑定の結果出た値段というものをベースにしですから、工事を進めることについては差しつかえないと、むずかしい問題だらうと思います。だから簡単にそな片がつかない

のはむしろ権利をどのように評価するかというふうな問題で、なかなかこれはむずかしい問題だらうと思います。だから簡単にそな片がつかない

のではないか。ただ工事は、用地は私どものものですから、工事を進めることについては差しつかえないと、かのように考えております。

○竹田四郎君 それからカントリークラブの問題についてちょっと御説明いただき、そしてそれがほらは合わない、こういうふうに言つているそうですが、それは一体どうなつてしているのか。

○参考人(今井栄文君) 三里塚カントリークラブは房総興発株式会社という会社が経営をいたしておりますのでございまして、四千メートル滑走路の南側の、私どもはB地区と申しておりますが、将来の整備地域に予定されておるところに約六割程度のものが敷地としてかかつてあるわけでございます。全体とし

て房総興発の所有地の約五十二町歩程度で、現在交渉中でござりますけれども、まだ値段の面で折り合ひがつかない。で、まず最終的にきましたと

いうことは申し上げるわけにはまいらない。ただ、先方は非常に協力的でござりますし、非常に熱心にこちらと折衝いたしておりますし、補償価格につきましては、やはり政府機関として厳正な

積算をいたさなければならないわけでござりますので、その辺、目下最終的な折衝をやつておる、そういうふうに御了解願いたいと思います。

○竹田四郎君 それはあれば、今まで公団が買つた値段を再検討する、こうしたことですか。

○参考人(今井栄文君) あいた部分について融資を考えてやるとか、その他の間接的な方法で何とかすると、こういうことなどですか。

たとえば反当たりの値段をもう少し引き上げる、なんですか、どうなんですか。

○参考人(今井栄文君) 値段の面でどうこうとい

の設計なりを進めておるわけでございます。

○竹田四郎君 千葉県の開発公社が空港建設のために土地を提供した者に対する代替地を与えると、約束で、代替地を公社に売却した場合に、公社のほうはその売った金に税金をかけないからと

いうことで買収したけれども、これは空港そのものではないですね。土地を提供した者の代替地で、やつておるわけでありまして、いわゆる農民の方々との買収価格とは別個な形で積算いたしておりますのでござります。現在食い違いをしておる点につきましては、先方としては、現在、市原に代

替地を求めまして、そこで最小限度とにかくゴルフ場をつくるだけの用地をいただかなければ移れないということは、ごもっともなことでございま

す。政府機関の補償基準といふものは、かわりのものをつくってやるというふうなことが補償基準になつておりません点で、なかなか最終的に折り合ひがつかない問題があるわけであります。しか

し、私の見通しでは近く何とか片がつくのではなくか、かように考えております。

○竹田四郎君 これはかなり重要な場所にあるわけですね。土地のほうはあれですか、すでに公団が工事をしているのですか。それはまだ手がつけられないという状況なんですか。値段のほうだけが問題で、カントリークラブのほうは何ですか、南北縦のほうで具体的に仕事を始めて、こういうことなんですか。

○参考人(今井栄文君) さあたって、私ども現地の間におきましたところでは、当時、いまお話をようござります。その結果、運輸大臣がその当時から空港の関連でございますので、中心になつておられたわけでございますが、関係の省庁が協議

をされました結果、運輸大臣のほうから千葉県にから空港の関連でござりますが、関係の省庁が協議をおられましたわけでございましたが、関係の省庁が協議

をされましたが、その結果、運輸大臣がその当時から空港の関連でござりますが、関係の省庁が協議をおられましたわけでございましたが、関係の省庁が協議

をされましたが、その結果、運輸大臣がその当時から空港の関連でござりますが、関係の省庁が協議

をされましたが、その結果、運輸大臣がその当時から空港の関連でござりますが、関係の省庁が協議

をされましたが、その結果、運輸大臣がその当時から空港の関連でござりますが、関係の省庁が協議

をされましたが、その結果、運輸大臣がその当時から空港の関連でござりますが、関係の省庁が協議

をされましたが、その結果、運輸大臣がその当時から空港の関連でござりますが、関係の省庁が協議

ね。もしおわかりにならなければ、次の機会に關係者をお呼びしますが、その辺の詳しいことは財

○政府委員(長谷川郎吉) 谷な言、方となつて愚
政局長おわかりじやないですか。

縮でございますが、つまり税金部分を肩がわりをして、それで公用地を提供したと同じような状

態にしたというふうに聞いております。

竹田四郎君 しかし本来そういうことはあってはならないはずだとぼくは思うのですけれども、実際にはその後二重の税金がかかるってきたと

○委員長(山内一郎君) 本日はこれにて散会いた
いうふうに私ども聞いておりますけれども、財政
局長もあまりおわかりにならないようですから、
これはまた私のほうでよく調べてみます。むしろ
これは大蔵省の人が適當だらうと思うのですけれ
ども、また質問する機会をひとつ与えていただき
まして、一応きょうは終わりたいと思います。

午後五時三分散会

三月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件
一并手交しる。

昭和四十二年度 昭和四十三年度及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案
一、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部

昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律

定による年金の額の改定等に関する法律の一部
改正)

2 次の各号に掲げる年金のうち七十歳以上のものに対応する同表の下欄に掲げる仮定給料」と読み替えるものとする。

者又は第二号に掲げる年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものについては、前項の規定により改めて二項、当該子

は、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十五年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額

に改定する。この場合においては、第一条第三項後段及び前条第二項ただし書の規定を準

一 退職年金又は療疾年金 十二万円

二 遺族年金 六万円

第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき（前項第二号に掲げ

る年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月

の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を
改定する。

4 第一条第五項の規定は、前三項の規定の適用に於ける三つの項の文を二つ、一適用する。

5 前各項の規定は、地方公共団体の長等の退職を受けた年金の額の改定について準用する。

職年金等で昭和四十五年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。

この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

第三条の見出しつとめて「(費用の負担)」を附

し、同条中「第一條及び第二条の二」を「前二条」に改める。

第三条の二の見出しを「(昭和四十四年度に
おける地方団体関係団体職員共済組合の年金の

額の改定)」に改め、同条第二項中「及び第六

項並びに第二条を削り、第二条の「第四項」を「同条第四項」に改め、同条の次に次の一条

(昭和四十五年度における地方団体関係団体を加える。)

職員共済組合の年金の額の改定)

第二部 地方行政委員会會議録第八号 昭和四十五年三月二十四日 參議院

卷之三

一六五、二〇〇	一七九、七〇〇
一七一、〇〇〇	一八六、〇〇〇
一九六、五〇〇	二〇四、五〇〇
二〇五、三〇〇	二一三、九〇〇
二一三、九〇〇	二三二、六〇〇
二三二、六〇〇	二四二、一〇〇
二三八、二〇〇	二四八、二〇〇
二三三、七〇〇	二五四、一〇〇
二四〇、一〇〇	二六一、一〇〇
二四九、二〇〇	二七一、〇〇〇
二五六、九〇〇	二七九、四〇〇
二六四、三〇〇	二八七、四〇〇
二七三、一〇〇	二九七、〇〇〇
二八三、一〇〇	三〇六、八〇〇
二九一、八〇〇	三一七、三〇〇
三〇一、六〇〇	三二八、〇〇〇
三一三、九〇〇	三四一、四〇〇
三一一、五〇〇	三四九、六〇〇
三三一、六〇〇	三六〇、六〇〇
三四一、三〇〇	三七一、二〇〇
三六〇、八〇〇	三九二、四〇〇
三六五、九〇〇	三九七、九〇〇
三八〇、七〇〇	四一四、〇〇〇
四〇〇、五〇〇	四三五、五〇〇
四二二、四〇〇	四五九、四〇〇
四三三、五〇〇	四七一、四〇〇
四四四、一〇〇	四八三、〇〇〇
四五九、五〇〇	五〇九、三〇〇
四六八、三〇〇	五三七、六〇〇
四九四、三〇〇	四九九、七〇〇
五〇七、二〇〇	五一、六〇〇
五二〇、六〇〇	五六六、二〇〇
五四六、六〇〇	五九四、四〇〇
五七二、八〇〇	六二二、九〇〇
五七九、六〇〇	六三〇、三〇〇
五六一、二〇〇	六五三、八〇〇

六三一、九〇〇	六八七、二〇〇
六六二、三〇〇	七二〇、三〇〇
六八一、一〇〇	七四〇、七〇〇
六九九、五〇〇	七六〇、七〇〇
七三六、六〇〇	八〇一、一〇〇
七七三、八〇〇	八四一、五〇〇
七八一、二〇〇	八四九、六〇〇
八一〇、七〇〇	八八一、六〇〇
八四七、九〇〇	九二三、一〇〇
八八五、二〇〇	九六二、七〇〇
九二二、一〇〇	一、〇〇二、八〇〇
九四五、四〇〇	一、〇二八、一〇〇
九七〇、三〇〇	一、〇五五、二〇〇
一、〇一八、二〇〇	一、一〇七、三〇〇
一、〇六六、六〇〇	一、一五九、九〇〇
一、〇九〇、九〇〇	一、一八六、四〇〇
一、一四一、五〇〇	一、二一二、〇〇〇
一、一四五、五〇〇	一、二六四、二〇〇
一、一六二、五〇〇	一、二八八、一〇〇
一、一八四、五〇〇	一、三一六、四〇〇
一、二三〇、五〇〇	一、二五八、六〇〇
一、三一〇、九〇〇	一、三六八、七〇〇
一、三三七、八〇〇	一、四二五、六〇〇
一、三六三、三〇〇	一、四五四、九〇〇
一、三九〇、一〇〇	一、五一、七〇〇
一、四一五、九〇〇	一、五三九、八〇〇
一、四六八、一〇〇	一、五九六、六〇〇
一、五二〇、四〇〇	一、六五三、四〇〇
一、五四六、二〇〇	一、六八一、五〇〇
一、五七二、八〇〇	一、七一〇、四〇〇

別表第二の三

仮定給料	別表第一の三の 仮定給料
一、四五〇円	一、三四、五四〇円
二、七九〇	二、三九一〇
三、〇九〇	三、四、三三〇
三、五二〇	四、七〇〇
一、三、七七〇	一、四、九八〇
一、四、二五〇	一、五、五〇〇
一、四、九四〇	一、六、二五〇
一、五、六七〇	一、七、三四〇
一、六、三八〇	一、九、三八〇
一、七、一一〇	一、八、六一〇
一、八、五五〇	一、七、七八一〇
一、九、〇二〇	二、〇、一八〇
一、九、四八〇	二〇、六八〇
二、〇、〇一〇	二、一、一八〇
二、〇、七七〇	二、一、七六〇
二、一、四一〇	二、二、五八〇
二、三、〇三〇	二、三、二八〇
二、三、七六〇	二、三、九五〇
二、三、五一〇	二、四、七五〇
二、四、三三〇	二、五、五七〇
二、五、一三〇	二、六、四四〇
二、六、一六〇	二、七、三三〇
二、六、七九〇	二、八、四五〇
二、七、六三〇	二、九、一三〇
二、八、四四〇	三〇、〇五〇
三、〇、〇七〇	三〇、九三〇
三、〇、四九〇	三四、五〇〇
三、一、七三〇	三二、七〇〇
三、三、三八〇	三三、一六〇
三、五、二〇〇	三六、二九〇
三、六、一三〇	三八、一八〇
三、七、〇	三九、一八〇
四〇、一五〇	四〇、一五〇

三八、二九〇
三九、〇三〇
四一、一九〇
四二、二七〇
四三、三八〇
四五、五五〇
四五、七三〇
四八、三〇〇
五〇、一〇〇
五二、六六〇
五五、一九〇
五六、七六〇
五八、二九〇
六一、三八〇
六四、四八〇
六五、一〇〇
六七、五六〇
七〇、六六〇
七三、七七〇
七六、八四〇
七八、七八〇
八〇、八六〇
八四、八五〇
八八、八八〇
九〇、九一〇
九二、八八〇
九六、八八〇
九八、七一〇
一一、四八〇
一〇四、八八〇
一〇九、二四〇
一一七、九九〇
一二六、七〇〇
一二二、三四〇
一二八、八五〇

四一、六四〇
四二、四四〇
四五、九七〇
四四、八〇〇
四九、五三〇
五一、九一〇
五二、五三〇
五四、四八〇
五七、二七〇
六〇、〇三〇
六一、七三〇
六三、三九〇
六六、七六〇
七〇、一三〇
七〇、八〇〇
七三、四七〇
七六、八四〇
八〇、二三〇
八三、五七〇
八五、六八〇
九六、六六〇
九八、八七〇
一〇一、〇〇〇
一〇五、三五〇
一〇七、三四〇
一〇九、七〇〇
一一四、〇六〇
一二三、五五〇
一二五、九八〇
一八、八〇〇
二二、一二四〇
二三、七八〇
三四、〇五〇
一三七、七八〇
一四〇、一三〇

備考

年金の額の計算の基礎となつていて、別表第二の三の仮定給料の額が一二、四五〇円に満たないときは、その仮定給料の額に一・七三七六分の一・八八九六四を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定給料とする。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

第二条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条の二」を「第五十四条の三」に改める。

第三条の三第一項第五号中「昭和四十四年法律第九十一号」を「昭和四十五年法律第号」に改め、同条第四項以後段として次のように加える。

恩給の支給につき恩給に関する法令が改正された場合も、同様とする。

第三条の四 国の旧法の規定による年金の額の改定に関する法令の制定又は改正により国家公務員共済組合が支給する国の中法の規定によると、恩給の支給につき恩給に関する法令が改正された場合において、第三条第一項の規定により市町村職員共済組合が支給する旧市町村共済法の規定による共済法の退職年金等を国の中法の規定による年金とみなしたならばその額を改定すべきこととなるときは、当該年金の額を改定するものとし、その改定及び支給については、政令で特別の定めをするものを除き、

別表第二の三の仮定給料の額が一二、

四五〇円に満たないときは、その仮定

給料の額に一・七三七六分の一・八八

九六四を乗じて得た金額（一〇円に満

たない端数があるときは、これを四捨

五入して得た金額）をこの表の仮定給

料とする。

第七条第一項第一号中「第四十一条第一項若しくは」を削る。

第十条に次の一号を加える。

七 法律第百五十五号附則第四十一条の二第一項に規定する旧国際電気通信株式会社の

社員としての在職期間のある者に準ずる者で当該会社に勤務した後職員となつたもの

の当該会社に勤務していた期間

第十七条に次の二項を加える。

6 恩給に関する法令の改正により第一項又は第三項に規定する恩給法の規定による停止に係る要件が改められたことに伴いこれに相当する退職年金条例の規定が改正された場合における第一項又は第三項の規定については、政令で特別の定めをするものを除き、

当該恩給に関する法令の改正規定の例によ

ては、政令で特別の定めをするものを除き、

当該恩給に関する法令の改正規定の例によ

の退職年金、減額退職年金、廃疾年金若しくは遺族年金の額を、これらの規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が同一の給付事由につき退職給与金又は一時金である長期給付の支給を受けた者又はその遺族である場合におけるこれらの年金の額の調整その他

同項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

3 前二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける者に準するものとして政令で定める者の同項に規定する年金について準用する。

第五十七条第二項中「同条第七項の規定により同条」を「同条第八項又は同法附則第二十四条の三第三項の規定により同法附則第二十四条に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第三項第二号中「該当する勤続在職年」の下に「（恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第二号）附則第十一条第一項の規定の適用を受ける恩給の基礎となるべき在職年を含む。）」を、「これらの規定」の下に「又はその例」を加え、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第五十七条第二項中「及び」の下に「第六項並びに」を加える。

第五十九条第二項を次のように改め、同条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とする。

第五十七条第二項から第四項まで及び第六項並びに第十九条第一項の規定は、更新組合員に係る警察職員の退職年金の支給の停止について準用する。

第五十七条第二項中「及び」の下に「第六項並びに」を加える。

第五百三十二条第二項第六号中「引き続いているもの」の下に「（昭和十九年四月三十日において旧南洋厅に勤務していた者で、旧南洋厅の電

気通信業務が国際電気通信株式会社に引き継が

れたことに伴い引き続き当該会社に勤務した後國の職員等となつたものの当該会社に勤務していた期間を含む。」を加える。

別表第二中「四二〇、一二〇円」を「四八七、二〇〇円」に、「二八一、一二〇円」を「三二五、二〇〇円」に、「一九三、一一〇円」を「二二四、二〇〇円」に改める。

附 則

第一条 この法律は、昭和四十五年十月一日から施行する。

第二条 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第四十一条（同法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）及び別表第二の規定は、昭和四十五年九月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年十月分以後適用する。

第三条 組合員又は団体共済組合員が昭和四十五年十月一日以後に退職し、又は死亡した場合に号に掲げる年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るもののが当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。ただし、こ

れらの年金のうち退職年金又は遺族年金については、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員期間又は団体共済組合員期間のうち実在職した期間が当該退職年金を受ける最短年金年限に満たない場合は、この限りでない。

第四条 退職年金又は廃疾年金 十二万円

二 遺族年金 六万円

二 前項の場合において、同項第二号に掲げる年

の年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。

第二部 地方行政委員会会議録第八号 昭和四十五年三月二十四日【参議院】

3 第一項各号に掲げる年金で昭和四十五年十月一日以後に給付事由が生じたものを受けける者が七十歳に達した場合(同項第二号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達した場合を除く。)において、これらの年金の額が当該各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、同項ただし書及び前項の規定を準用する。

「者を含む。次条において同じ。」以外の者に改める。

「者を含む。」

(國家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一項改正)

第四条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第五十一条の二第四項に次の一号を加える。
六 法律第二百五十五号附則第四十一条の三第一項に規定する旧国際電気通信株式会社の社員としての在職期間のある者に準ずる者で当該会社に勤務した後地方の職員等となつたものの当該会社に勤務していた期間

(義務教育費国庫負担法の一項改正)

第五条 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三号)の一部を次のように改定する。

附則第二項中「第二百三十六条第一項」を「第三条の五及び第二百三十六条第一項並びに昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第二百五号)第三条及び附則第十条」に改める。

(公立養護学校整備特別措置法の一項改正)
第六条 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第二百三十六条第一項」を「第三条の五及び第二百三十六条第一項並びに昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第二百五号)第三条及び附則第十条」に改める。

「者を含む。」

「者を含む。」</